

令和8年度 図書館要覧



つくばみらい市立図書館

目 次

1	市の概要	2
2	本館の歩み	3
3	運営方針	5
4	行事開催状況	6
5	令和8年度予算概要	12
6	利用案内	13
7	つくばみらい市電子図書館利用案内	15
8	利用状況	16
	(1) 概要	16
	(2) 詳細	18
	①年齢別登録者数	18
	②地区別登録者数	18
	③月別貸出者数	19
	④月別貸出点数	20
	⑤活動の指標	21
	⑥利用団体数・貸出冊数	21
	⑦令和7年度ベストリーダー	22
	⑧読書記録帳	24
	⑨図書除菌機	24
9	電子図書館利用状況	25
10	資料保有状況	26
	(1) 概要	26
	(2) 資料全体(分類別蔵書点数)	26
	(3) 資料種別	27
	①図書	27
	②雑誌	28
	③新聞	29
11	図書館案内	30
	本館	30
	小絹分館(小絹コミュニティセンター内)	31
	みらい平分館(みらい平コミュニティセンター内)	32
12	条例・規則等	33
	(1) つくばみらい市立図書館条例	33
	(2) つくばみらい市立図書館条例施行規則	36
	(3) つくばみらい市立図書館読書記録帳サービス実施要綱	44
	(4) つくばみらい市立図書館雑誌スポンサー制度取扱要領	47
	(5) つくばみらい市立図書館における国立国会図書館デジタル化資料送信サービス利用要綱	52

1 市の概要

平成 18 年 3 月 27 日に旧伊奈町、旧谷和原村が合併し「つくばみらい市」が誕生しました。
人口約 5 万 4 千人、面積 79.16 平方キロメートルの自治体です。

当市は茨城県の南西部、東京都心から 40Km 圏に位置し、鬼怒川、小貝川の 2 大河川が流れています。小貝川沿いは、広大な水田地帯が広がり、丘陵部は、畑地、4 つのゴルフ場、住宅地が形成され首都圏近郊都市に位置付けされています。

道路網は、北部に国道 354 号、西側に国道 294 号、中央部を常磐自動車道が走り、国道 294 号と交差し谷和原 IC があり交通の利便がはかられています。

さらに鉄道網では、国道 294 号と平行に関東鉄道常総線が走り、小絹駅周辺には常総ニュータウン開発が行われ、平成 2 年から入居が始まり人口が大きく伸びました。平成 17 年 8 月 24 日には東京秋葉原とつくば市を結ぶ首都圏新都市高速鉄道「つくばエクスプレス」が開業し、みらい平駅から東京秋葉原まで最速で 40 分、つくばまでは 12 分で結ばれました。

みらい平駅周辺では県主体の優良な住宅地開発が進みマンションやショッピングセンターなどが整備され、今後の新しいまちづくりが期待されているところです。

また、首都圏内での唯一の時代劇オープンセットである「ワープステーション 江戸」は、フィルムコミッション事業の一環として地元支援団体のつくばみらい市エキストラの会を中心に地域の人々の参加により、大河ドラマ・映画・CM など数々のロケが行われています。

【つくばみらい市の人口】

男 26,962 人
女 26,794 人
総人口 53,756 人
世帯数 23,401 世帯
(令和 8 年 4 月 1 日現在)

つくばみらい市イメージキャラクター



産業経済課 主事 みらいりんぞう®

【つくばみらい市の市章、市の花・木・鳥】

市章



つくばみらい市の頭文字「つ」と「み」をモチーフに、青と緑は空と清流に育まれた歴史と文化の田園都市を、赤は情熱と輝きと協力をイメージした太陽を表現しています。全体ではばたく鳥のイメージを描き、「つくばみらい市」の発展と飛躍を象徴しています。

市の花…なのはな



市の木…さくら



市の鳥…ひばり



2 本館の歩み

- 平成 元・11 図書館準備室開設
- 平成 2・4 初代館長 緑川 進 就任
- 7 図書館竣工
- 11 開館
- 平成 3・4 「図書館便り」発行開始
- 7 伊奈町周辺の図書館未設置自治体（守谷町 藤代町 谷和原村 荃崎町）在住者の利用登録受付開始
- 11 図書館協議会発足 「図書館まつり」開催開始
- 平成 4・4 AV資料、雑誌の貸し出し開始
- 5 定例「お話会」（毎月第4土曜日）開始 成人向け「読み聞かせ講座」開催
- 平成 5・4 国立国会図書館「図書館間貸し出し」加入
- 5 読み聞かせボランティア『読み聞かせ「虹の会」』発足
- 平成 6・4 広報「伊奈」に「図書館便り」を移行
- 7 「YA（ヤングアダルト）コーナー」設置
- 8 特設コーナー（季節 行事に関連したお薦め本を展示・貸し出し）設置
- 平成 8・4 2代館長 濱島 恭夫 就任
- 5 町内小学校への「ミニ移動図書館」開始
- 11 伊奈町読書グループ連絡協議会 県知事表彰
- 12 伊奈町ホームページ内に「図書館ホームページ」開設
「児童書研究コーナー」設置
- 平成 9・5 「そうだんカウンター」（レファレンス専用）設置
クリッピングサービス開始（新聞ミニコミ誌から）伊奈町の記事をファイリング
- 6 町内小中学校との連携開始
- 11 「伊奈町・林蔵」コーナー設置
- 平成10・7 「読書感想画」（図書館まつりに展示）募集開始
- 10 町内小学校へ「ブックトーク訪問」開始
- 平成11・4 3代館長 海老原 恒久 就任
- 11 文庫・新書用書架設置
- 平成13・6 「IT講習会」開始 PC20台設置（県補助事業）
- 10 「国立国会図書館総合目録ネットワーク」加入
- 平成14・7 「利用者用インターネット開放端末」パソコン4台設置
- 平成15・4 「つくばエクスプレス情報コーナー（16・1「伊奈町行政」を付加）」設置
- 平成16・7 4代館長 菊地 邦夫 就任
- 平成17・6 町村合併に伴い、利用カードの有効期限を設定
- 平成18・3 新市誕生に伴い「つくばみらい市立図書館」と改名
- 4 読み聞かせボランティア『読み聞かせ「虹の会」』文部科学大臣表彰 受賞
- 10 読み聞かせボランティア『読み聞かせ「虹の会」』県知事表彰 受賞
- 平成19・7 小絹分館開館
- 9 ウェブ予約受付開始
- 10 図書館まつり 「第1回朗読・読み聞かせ発表会」を開催

- 平成19・11 大型絵本書架設置
- 平成21・4 文部科学大臣表彰（子どもの読書活動優秀実践図書館）
- 平成22・10 第20回図書館まつり
- 平成23・3 東日本大震災による被害復旧のため臨時休館（3月11日発生時から3月末まで）
 - 4 5代館長 秋田 信博 就任
 - 7 ブックスタート事業開始
- 平成24・3 図書館施設改修工事（休憩室設置）
- 平成25・2 新図書館コンピュータシステム導入
図書館ホームページリニューアル
 - 6 特別研究室を学習室として開放（その部屋に限り、持ち込みパソコン利用可）
 - 8 「my 本棚」機能サービス提供開始
「新着図書情報配信サービス(SDI)」提供開始
- 平成26・4 6代館長 須加尾 博司 就任
祝日開館等、休館日変更
 - 7 7代館長 遠崎 義夫 就任
 - 11 みらい平分館開館・指定管理者による運営開始
- 平成27・2 電話・インターネットからの貸出延長開始
 - 7 定例乳幼児向けちょちちょちおはなし会（毎月第4金曜日）開始
 - 9 みらい平分館にて定例おはなし会（毎月第3土曜日）開始
- 平成28・1 8代館長 木川 眞 就任
 - 4 9代館長 大久保 明一 就任
- 平成29・4 開館時間を午前10時から午前9時へ変更
小絹分館の指定管理者による運営開始
 - 10 小絹分館にて定例おはなし会（毎月第1土曜日）開始
赤ちゃんタイム開始（毎月第3木曜日※8月を除く）
定例乳幼児向けちょちちょちおはなし会（毎月第3木曜日）開催日変更
 - 11 市内小学校へ読書手帳配布開始
 - 12 資料の返却場所を試行的に拡大（谷和原庁舎と保健福祉センター）
- 平成30・3 防犯カメラ導入開始
 - 5 市内中学校へ読書手帳配布開始
 - 10 小絹分館の定例おはなし会（毎月第1日曜日）開催日変更
- 令和 元・7 受動喫煙対策法により、図書館の敷地内を全面禁煙
 - 9 フタ付の飲み物に限り、図書館内における水分補給を許可
- 令和 2・2 新図書館コンピュータシステム導入
Wi-Fi 導入
図書館ホームページリニューアル
 - 4 10代館長 吉田 弘之 就任
閉館時間を午後6時から午後7時へ変更
新型コロナウイルス感染症拡大防止のため臨時休館（4月1日から5月末まで）
ホームページからのすいせん受付開始
 - 6 閉館時間を午後7時から午後5時までに短縮し開館（6月2日から）

- 令和 2・ 7 開館時間を午後 5 時から通常の午後 7 時に延長（7 月 1 4 日から）
 - 1 1 本館開館 3 0 周年記念事業として、「読書記録帳サービス」提供開始（本館のみ）
本館および各分館に図書除菌機導入
新型コロナウイルス感染症拡大防止のため臨時休館（1 1 月 3 0 日～1 2 月 2 1 日）
- 令和 3・ 4 赤ちゃんタイムおよび定例乳幼児向けちょちょちおはなし会（毎月第 2 木曜日）
開催日変更
 - 7 分館での「読書記録帳サービス」提供開始
 - 8 新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防のため臨時休館（8 月 1 8 日～9 月 1 9 日）
- 令和 4・ 4 1 1 代館長 関 俊明 就任
 - 1 0 ネーミングライツ制度により本館の愛称が「みらい図書館 supported by 成島建設」に決定
- 令和 5・ 4 1 2 代館長 川田 賢司 就任
 - 7 「つくばみらい市電子図書館」サービス提供開始
 - 1 2 資料の返却場所として「みらい平市民センター」を追加
- 令和 6・ 9 雑誌スポンサー制度導入
- 令和 7・ 4 1 3 代館長 舞山 菊男 就任
- 令和 8・ 2 利用カード等の電子申請を受付開始
新図書館コンピュータシステム導入
図書館ホームページリニューアル
- 令和 8・ 4 国立国会図書館のデジタル化資料送信サービスの提供開始

3 運営方針

《基本方針》

つくばみらい市立図書館は、市民の皆様に生涯学習の場と資料を整え、利用しやすく楽しめるみんなの図書館を目指します。

《努力目標》

- 1 快く利用していただけるよう、市民の意見・要望に耳を傾けながら、それを生かすための創意工夫を重ねていきます。
- 2 分館のいっそうの充実を図っていきます。
- 3 図書館活動について市民の理解を深めていただくため、さまざまな形での広報活動を行っていきます。
- 4 子どもの読書活動を活発にするための活動に取り組みます。
- 5 地域の学校図書館・PTA・読書団体・ボランティアなどとの連携をいっそう密にしていきます。

4 行事開催状況

(1) 令和7年度開催行事実績

① 令和7年度開催行事（一覧）

実施月	内 容	備 考
毎月	おはなし会（本館職員） おはなし会（読み聞かせ虹の会） 赤ちゃんタイム（本館職員） ちょちょちおはなし会（本館職員） おはなし会（小絹分館職員） おはなし会（みらい平分館職員） ホットケーキのおはなし会 （ホットケーキおはなしの会） ホットケーキのちいさなおはなし会 （ホットケーキおはなしの会） 大人のための健康音読会（小絹分館職員） ブックスタート（本館職員）	毎月第4土曜日 毎月第2土曜日 毎月第2木曜日 毎月第2木曜日 毎月第1日曜日 毎月第3土曜日 毎月第1土曜日 毎月第1・3土曜日 （12月から開始） 毎月第3水曜日 3～4か月児健診時
6月	学校と図書館との連携会議	6/25
7月	夏休みポイントカード	7/1～9/7
8月	読書感想画を描きませんか？ 第1回図書館協議会 夏休み映画会	8/2 8/5 8/3、8/17、8/24
9月	読書感想画展	9/20～10/26
10月	図書館まつり 文学散歩	10/25～10/26 10/29
1月	特別整理期間及びシステムの再構築等	1/6～22
2月	司書が選んだ推し本セット 第2回図書館協議会	2/7～15 2/19
不定期	図書館見学受入れ 職場体験学習・就労体験事業受入れ 修理講習会受入れ	

② 令和7年度開催行事（詳細）

・おはなし会

おはなし会名	開催日	対象	開催回数	参加者
おはなし会（本館職員）	毎月第4土曜日	3歳くらいから	11回	122名
おはなし会（読み聞かせ虹の会）	毎月第2土曜日	3歳くらいから	10回	86名
ちょちょちおはなし会 （本館職員）	毎月第2木曜日	0～2歳くらいのお子さんと保護者	10回	192名
おはなし会（小絹分館職員）	毎月第1日曜日	どなたでも	11回	136名
おはなし会（みらい平分館職員）	毎月第3土曜日	3歳くらいから	11回	140名

ホットケーキのおはなし会 (ホットケーキおはなしの会)	毎月第1土曜日	5歳くらいから	11回	92名
ホットケーキのちいさなおはなし 会(ホットケーキおはなしの会)	毎月第1・3土 曜日	小学生以上	6回	36名

・大人のための健康音読会(小絹分館職員)

毎月第3水曜日 午後1時00分～午後2時30分

内容：心と体の健康および脳の活性化のため、声を出して音読を楽しむ。

場所：小絹コミュニティセンター 1階 多目的室 もしくは 2階 会議室

対象：どなたでも

参加者：71名(11回)

・ブックスタート(本館職員)

内容：3～4か月児健診時に、親子一組ずつに対して絵本の読み聞かせを行い、
絵本やアドバイスブックレット(赤ちゃんとの絵本の楽しみ方を紹介した冊子)等を
入れたブックスタートパックを手渡しする。

対象者：348名

年度内配付数：340名

年度内配付率：97.7%

・学校と図書館との連携会議

6月25日(木) 午後2時00分～午後4時00分

場所：市立図書館(本館) 2階 会議室

対象：小中学校の学校図書館担当者及び学校司書

内容：第1部 研修「つくばみらい市立図書館の学校連携事業について
—電子図書館・団体貸出を中心に—」

研修担当：五十嵐 惇郎(つくばみらい市立図書館 司書)

第2部 情報交換会

・夏休みポイントカード

7月1日(火)～9月7日(日)

内容：図書館(本館・各分館)を利用して、スタンプを集めていただき、8個スタンプを
ためた方には、記念品(賞状、工作キット)を差し上げる。

配布数：1,470名

達成者：331名

達成率：22.5%

・読書感想画を描きませんか？

8月2日（土）午前9時30分～正午

場所：市立図書館（本館） 2階 会議室・特別研究室

内容：図書館のイベントである読書感想画展に応募する作品を、絵画に詳しい講師からのアドバイスを受けながら制作する。

講師：富澤 和男 氏

参加者：16名

・第1回図書館協議会

8月5日（火）午前10時00分～午前11時23分

場所：市立図書館（本館） 2階 会議室

議題：(1)報告

- ・令和6年度利用状況について
- ・令和6年度開催行事の実績について
- ・令和7年度事業計画について

(2)その他

- ・図書館分館の指定管理について
- ・令和6年度雑誌スポンサー制度の実績について

・夏休み映画会

開催日	上映タイトル	上映時間	参加者
8月 3日（日）	ダヤンとジタン	25分	15名
8月17日（日）	おしりたんてい ププッおおどろぼう あらわる	20分	14名
8月24日（日）	しんかんせんオールスターズ	29分	13名

上映開始時間：午後2時00分

場所：市立図書館（本館） 2階 視聴覚室

内容：親子等で楽しめる映画を上映する。

・読書感想画展

9月20日（土）～10月26日（日）

場所：市立図書館（本館） 2階 廊下

内容：市内小学校および伊奈特別支援学校小学部の児童の読書感想画を募集し、展示を行う。

出展数：316点

・図書館まつり

10月25日（土）～26日（日）

場所：市立図書館（本館）

内容：

<10月25日（土）>

☆紙芝居屋旅ほたるの「紙芝居の読み聞かせ」

参加者： 31名

（NPO 法人みらい倶楽部 紙芝居屋旅ほたる）

☆わらべうたと昔のあそびで楽しもう！	参加者：	19名
☆みらい塾のおはなし会（朗読の会・みらい塾）	参加者：	18名
☆おはなし会で秋のパンまつり～おみせやさんでおかいもの～	参加者：	18名
☆ストーリーテリング～本のないおはなし～ （ホットケーキおはなしの会）	参加者：	14名

<10月26日（日）>

☆大人のための「絵本と物語の時間」（読み聞かせ「虹の会」）	参加者：	34名
☆科学あそび「スイスイはしる！ダンボールカー」	参加者：	26名
☆に・じ・い・ろ おはなし会（読み聞かせ虹の会）	参加者：	17名
☆ミニブックを作って製本体験	参加者：	8名

<両日>

☆リサイクル市	配布数：2,408点	参加者：355名
---------	------------	----------

・文学散歩

10月29日（水）

内容：文学にまつわる地域を訪問する。

行先：茨城県（古河文学館、下妻市ふるさと博物館）

参加者：26名（事務局除く）

・司書が選んだ押し本セット

2月7日（土）～15日（日）

場所：市立図書館（本館） 1階 ホール

内容：司書がテーマに沿って選定した3冊の図書を、中身がわからないように紙袋に入れる。

来館者には、テーマ名のPOPをもとに、借りたい資料を選んでいただく。

準備数：70セット（大人向け30セット、子ども向け40セット）

貸出数：70セット

・第2回図書館協議会

2月19日（木）午後3時30分～午後4時45分

場所：市立図書館（本館） 2階 会議室

議題：（1）報告

- ・令和7年度利用状況について
- ・令和7年度開催行事の実績について
- ・令和8年度事業計画について

（2）その他

- ・図書館システム更新後の追加サービスについて

• 図書館見学受入れ 参加者合計：170名

実施日	団体名	参加者
5月 9日（金）	豊小学校 第3学年	児童11名 引率2名
5月28日（水）※	小絹小学校 第5・6学年	児童 5名 引率1名
7月16日（水）	すみれ幼稚園 年長児	児童19名 引率5名
7月17日（木）	谷和原幼稚園 年長児	児童22名 引率6名
9月17日（水）	谷和原第1保育所 年長児	児童10名 引率3名
9月18日（木）	伊奈第2保育所 年中児	児童16名 引率4名
9月25日（木）	伊奈第1保育所 年中児・年長児	児童16名 引率5名
10月 3日（金）※	小絹小学校 第2学年	児童 4名 引率2名
10月17日（金）	豊小学校 第2学年	児童10名 引率4名
12月18日（木）	わかくさ幼稚園 年長児	児童20名 引率5名

場所：市立図書館（本館）

※ 小絹分館の見学

• 職場体験学習受入れ 参加者合計：8名

実施日	団体名	参加者
11月26日（水）～11月27日（木）	伊奈東中学校	4名
12月 2日（火）、12月 4日（木）	伊奈中学校	4名

場所：市立図書館（本館）

• 就労体験事業受入れ 参加者合計：3名

実施日	団体名	参加者
8月 6日（水）～ 8月 7日（木）	伊奈高等学校	2名
8月20日（水）～ 8月21日（木）	伊奈高等学校	1名

場所：市立図書館（本館）

• 修理講習会受入れ

実施日	団体名	参加者
6月18日（水）	絹ふたば文化幼稚園 PTA 図書委員	10名

場所：市立図書館（本館）

(2) 令和8年度開催行事予定

実施月	内 容	備 考
毎月	おはなし会（本館職員） おはなし会（読み聞かせ虹の会） 赤ちゃんタイム（本館職員） ちょちょおはなし会（本館職員） おはなし会（小絹分館職員） おはなし会（みらい平分館職員） ホットケーキのおはなし会 （ホットケーキおはなしの会） ホットケーキのちいさなおはなし会 （ホットケーキおはなしの会） 大人のための健康音読会（小絹分館職員） ブックスタート（本館職員）	毎月第4土曜日 毎月第2土曜日 毎月第2木曜日 毎月第2木曜日 毎月第1日曜日 毎月第3土曜日 毎月第1土曜日 毎月第1・3土曜日 毎月第3水曜日 3～4か月児健診時
6月	学校と図書館との連携会議	6/26
7月	夏休みポイントカード	7/1～9/6
8月	読書感想画を描きませんか？ 夏休み映画会	8/1 8/2、8/9、8/23
9月	読書感想画展	9/25～10/4
10月	図書館まつり 文学散歩	10/3～10/4 10/30
1月	特別整理期間	1/19～1/22
2月	司書が選んだ推し本セット	
不定期	図書館見学受入れ 職場体験学習・就労体験事業受入れ 修理講習会受入れ	

【令和7年度開催行事の様子】



リサイクル市



推し本セット

5 令和8年度予算概要

(単位：千円)

目節		金額		8年度内容説明
		本年度	前年度	
図書館費へ概要	1 報酬	33,902	32,498	会計年度任用職員報酬 33,806 図書館協議会委員報酬 96
	3 職員手当等	12,834	11,958	会計年度任用職員期末手当 6,969 会計年度任用職員勤勉手当 5,865
	4 共済費	7,382	6,877	市町村職員共済組合負担金 2,903 (会計年度任用職員分) 会計年度任用職員社会保険料 4,479
	8 旅費	902	909	費用弁償 902
	10 需用費	12,339	11,827	消耗品費 3,318 (うち[新聞及び雑誌代] 2,280) 燃料費 2,878 印刷製本費 528 光熱水費 5,615
	11 役務費	4,363	3,868	通信運搬費 4,341 手数料 22
	12 委託料	38,899	43,178	図書館分館指定管理委託料 38,560 目録データ抽出作業委託料 339
	13 使用料及び賃借料	20,965	8,691	複合機等使用料 259 図書館コンピュータシステム借上料 13,961 土地借上料 1,025 管理目録データ借上料 761 電子書籍使用料 3,344 (うち[電子書籍代] 2,552) Web版新刊全点案内使用料 33 学校図書館パソコン等借上料 795 図書室蔵書管理機能使用料 787
	17 備品購入費	7,246	6,831	図書 7,246
	18 負担金・補助及び交付金	49	49	日本図書館協会負担金 37 県図書館協会負担金 12
合計		138,881	126,686	

当初予算書より数値抜粋

		一般会計総予算額に占める各費用の割合	教育費に占める各費用の割合	図書館費に占める各費用の割合
一般会計総予算額	31,593,300 千円	100.00%		
うち教育費	9,069,913 千円	28.71%	100.00%	
教育費のうち図書館費	138,881 千円	0.44%	1.53%	100.00%
図書館費のうち資料購入費※1	12,078 千円	0.04%	0.13%	8.70%

※1 資料購入費には新聞及び雑誌代 2,280 千円と、
電子書籍使用料のうち電子書籍代 2,552 千円を含む

※2 令和8年4月1日人口は 53,756 人

市民1人当り(※2)の資料購入費
224.68 円

6 利用案内

1 開館時間 午前9時～午後7時

2 休館日 毎週月曜日(国民の祝日を除く) 国民の祝日の翌平日
資料整理日(毎月第3金曜日、8月は第4金曜日)
年末年始(12月29日～1月4日) 特別整理期間

3 利用対象者

市内に在住・在学・在勤の方は、どなたでも無料で利用できます。

つくばみらい市に住んでいる方(0歳から登録できます)、市内に通勤・通学している方は、「利用カード」をつくって、図書館の資料を借りることができます。

4 本を借りるとき

借りたい図書や視聴覚資料を「利用カード」と一緒にカウンターにお持ちください。

種別	貸出点数	貸出期間
図書・紙芝居	10点以内	15日以内
雑誌	5点以内	
視聴覚資料(CD・DVDなど)	3点以内	

5 本を返すとき

返す資料をカウンターにお持ちください。テープは巻き戻してお返しください。

利用カードは必要ありません。市内の図書館で借りたものは、市内いずれの図書館でも返せます。

開庁しているときは、谷和原庁舎、保健福祉センターおよびみらい平市民センターでも返せます。

閉館しているときはブックポストへお返しください。ただし、DVD・CDなどは壊れやすいのでAV専用の袋に入れて、お返しください。

貸出の延長は、返却期限内で、貸出期間を申し出いただいた日から2週間、1回に限り延長することができます。※視聴覚資料、相互貸借資料、予約の入っている資料は延長できません。

6 リクエストについて

予 約 貸出中の資料、市内の図書館にある資料に予約ができます。

とりよせ 所蔵していない資料は、市外の図書館から取り寄せをして、借りることができます。

すいせん ご希望があれば、図書に限り購入を検討します。

「よくカード」「とりよせ・すいせんカード」をご利用ください。

種別	受付点数
予 約	図書・紙芝居 5点以内 雑誌 5点以内 視聴覚資料 2点以内
とりよせ	予約の図書・紙芝居とあわせて5点以内
すいせん	雑誌・視聴覚資料・コミック等は不可 図書のみひと月に5点以内

7 調べものについて

調べものや読書に関する相談は、図書館司書が相談カウンターでお受けします。
調べもの用インターネット端末も用意しています。

8 コピーサービス

図書館の資料に限り、著作権法の範囲内（おおむね半分以下）でコピーすることができます。
「資料複写申込書」に記入してカウンターにお持ちください。（白黒1枚10円、カラー1枚50円）

9 団体貸出について

市内に住所のある学校や職場などの団体の方に貸出する制度があります。代表の方が
「団体利用カード」をお作りください。貸出は図書・紙芝居100冊まで。期間は60日以内です。

10 配送サービスについて

つくばみらい市内在住で、からだのご不自由である等の理由により図書館への来館が困難な方には、
配送により資料を貸出いたしますので、ご相談ください。期間は30日以内です。

11 施設利用について

【個人の方】

会議室・特別研究室を学習室として開放していますが、利用できない日があります。
特別研究室でのみ、パソコンの持ち込みが可能です。

【団体の方】

市内の団体で、読書活動、図書館に関係した活動などに対して、会議室・特別研究室・
視聴覚室を貸出しています。「施設利用申請書」または「つくばみらい市公共施設予約システム」
による手続きが必要です。

12 催し物について

催し物	概要
おはなし会（本館）	毎月第2・4土曜日 午後2時～ 3歳くらいから （読み聞かせ虹の会会員、図書館職員による読み聞かせ など）
おはなし会（小絹分館）	毎月第1日曜日 午前11時～ どなたでも （図書館職員による読み聞かせ など）
おはなし会（みらい平分館）	毎月第3土曜日 午前11時～ 3歳くらいから （図書館職員による読み聞かせ など）
ホットケーキのおはなし会 （みらい平分館）	毎月第1土曜日 午後2時～ 5歳くらいから （ホットケーキおはなしの会会員によるストーリーテリング など）
赤ちゃんタイム（本館）	毎月第2木曜日 午前10時～正午 （0～2歳向けおはなし会、育児相談 など）
ちょちょちょおはなし会 （本館）	毎月第2木曜日 午前11時～ 0～2歳くらい （図書館職員によるわらべうたや読み聞かせ など）
図書館まつり	年1回実施 リサイクル市・おはなし会・科学あそびなど
文学散歩	年1回実施 作家・作品の跡をたずねる旅
講演会	不定期 作家・文化人などの講演

13 寄贈について

図書館に資料を寄贈される時は、「寄贈申込書」による手続きが必要です。資料の状態や内容により、リサイクルに提供もしくは廃棄とする場合があります。

7 つくばみらい市電子図書館利用案内

1 利用できる時間 24時間（メンテナンス等で利用できない時間を除く）

2 利用対象者

- ①市内に在住・在学・在勤の方で、つくばみらい市立図書館の利用カードをお持ちの方
- ②つくばみらい市立小中学校に在籍中の児童生徒・教職員の方

3 電子書籍を借りるとき

借りられる点数と期間は以下の通りです。

種類	貸出点数	貸出期間
電子書籍	2点以内	15日以内

4 電子書籍を返すとき

返却期限を過ぎた資料は、自動的に返却となります。

貸出の延長は、延長を行う日から15日間、1回に限り行うことができます。

※予約の入っている資料は延長できません。

5 予約について

貸出中の電子書籍に予約ができます。予約ができるのは2点までです。

※予約資料の置き置き期間は7日間です。置き置き期限をすぎると自動的に取り消されます。

※電話等による予約取り置き連絡はありません。

予約をしている方は、定期的に取り置き状況の確認をお願いいたします。

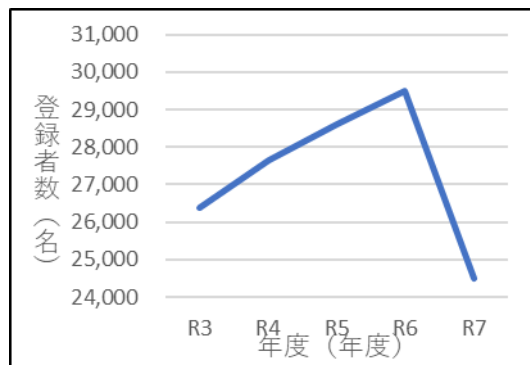
8 利用状況

(1) 概要

① 登録者数



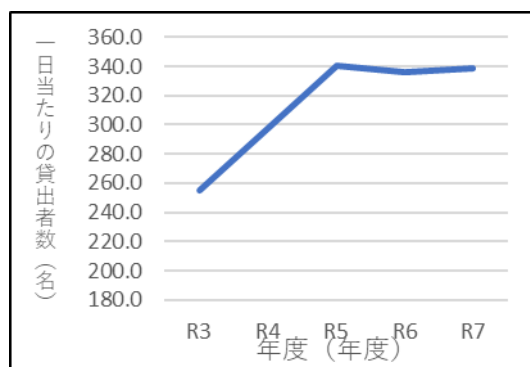
年度(年度)	登録者数(名)	増減数(名)
令和3	26,396	
令和4	27,639	1,243
令和5	28,623	984
令和6	29,510	887
令和7	24,487	△ 5,023



② 1日当たりの貸出者数(令和5年度からは電子図書館の貸出者数を含む)



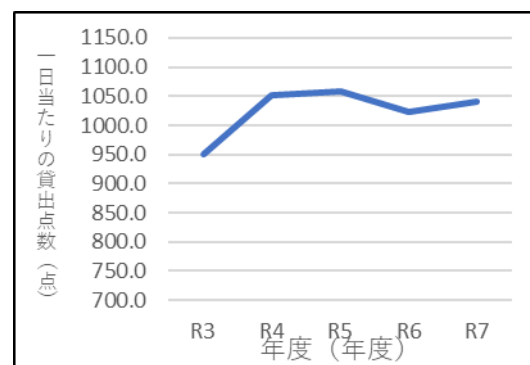
年度(年度)	1日当たりの貸出者数(名)	増減数(名)
令和3	255.3	
令和4	297.7	42.4
令和5	340.7	43.0
令和6	336.0	△ 4.7
令和7	338.6	2.6



③ 1日当たりの貸出点数(令和5年度からは電子図書館の貸出点数を含む)



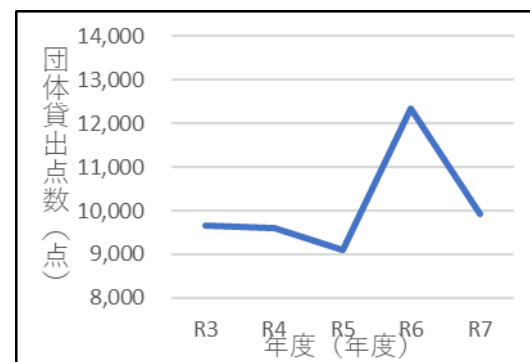
年度(年度)	1日当たりの貸出点数(点)	増減数(点)
令和3	950.4	
令和4	1,051.8	101.4
令和5	1,057.6	5.8
令和6	1,022.9	△ 34.7
令和7	1,041.7	18.8



④ 団体貸出点数



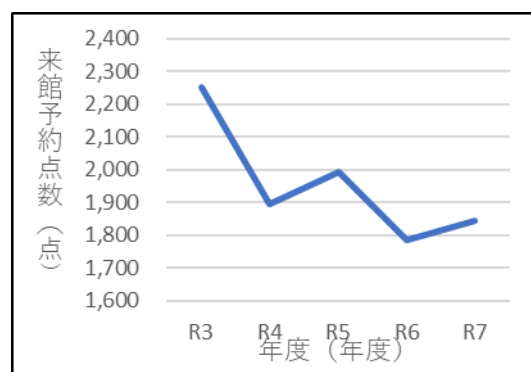
年度(年度)	団体貸出点数(点)	増減数(点)
令和3	9,659	
令和4	9,609	△ 50
令和5	9,109	△ 500
令和6	12,337	3,228
令和7	9,937	△ 2,400



⑤ 来館予約点数



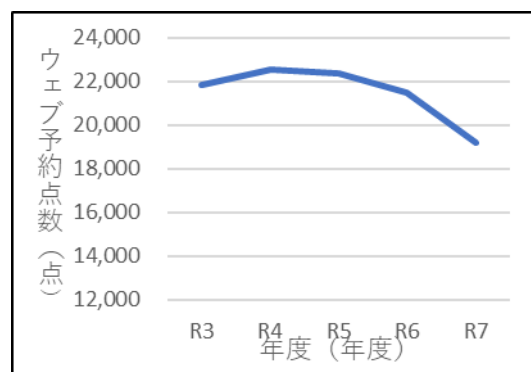
年度(年度)	来館予約 点数(点)	増減数(点)
令和3	2,251	
令和4	1,895	△ 356
令和5	1,991	96
令和6	1,785	△ 206
令和7	1,845	60



⑥ ウェブ予約点数



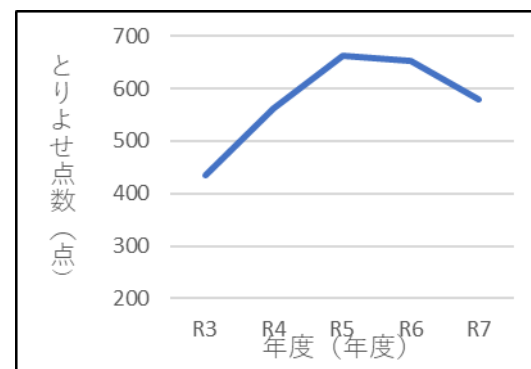
年度(年度)	ウェブ予約 点数(点)	増減数(点)
令和3	21,828	
令和4	22,534	706
令和5	22,347	△ 187
令和6	21,503	△ 844
令和7	19,170	△ 2,333



⑦ とりよせ点数



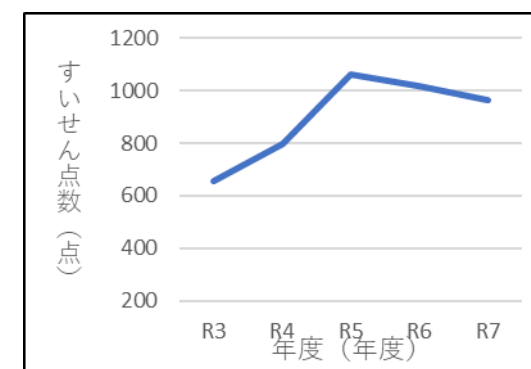
年度(年度)	とりよせ 点数(点)	増減数(点)
令和3	435	
令和4	563	128
令和5	662	99
令和6	653	△ 9
令和7	579	△ 74



⑧ すいせん点数



年度(年度)	すいせん 点数(点)	増減数(点)
令和3	654	
令和4	797	143
令和5	1,062	265
令和6	1,020	△ 42
令和7	965	△ 55



(2) 詳細

①年齢別登録者数

ア 令和7年度末登録者数

年齢	登録者数	うち市外在住者	(参考) 令和8年4月1日現在 市の人口
0～6歳	1,012	20	2,942
7～12歳	2,591	47	3,613
13～15歳	1,367	23	1,761
16～18歳	1,168	30	1,526
19～22歳	1,276	38	1,740
23～29歳	1,884	79	3,284
30～39歳	2,653	131	6,277
40～49歳	4,290	211	8,462
50～59歳	2,970	190	7,483
60歳～	5,276	251	16,668
合計	24,487	1,020	53,756
(参考) 令和6年度末 登録者数	29,510		
合計増減	△ 5,023		

有効期限切れ利用者の削除を実施

イ 令和7年度新規登録者数〔前年度比較〕

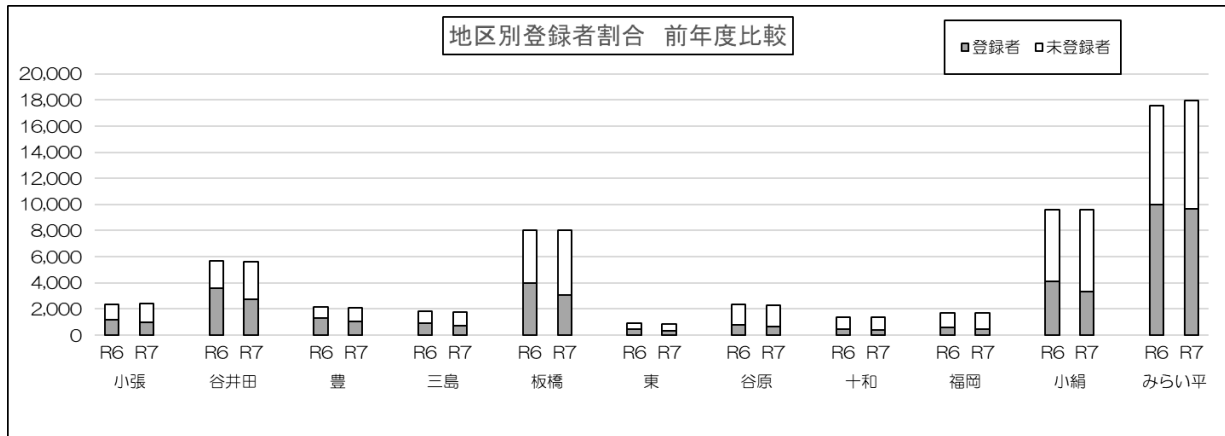
年齢	令和7年度	令和6年度	増減
0～6歳	229	239	△ 10
7～12歳	130	136	△ 6
13～15歳	6	10	△ 4
16～18歳	17	9	8
19～22歳	12	7	5
23～29歳	69	82	△ 13
30～39歳	190	174	16
40～49歳	146	109	37
50～59歳	74	49	25
60歳～	125	84	41
合計	998	899	99
(参考) 開館日数	278	290	△ 12
(参考) 一日平均	3.59	3.10	0.49

②地区別登録者数

令和8年3月末現在

地区	小張	谷井田	豊	三島	板橋	東
登録者数	1,011	2,740	1,046	731	3,091	317
人口	2,422	5,635	2,117	1,774	8,036	873
登録率	41.7%	48.6%	49.4%	41.2%	38.5%	36.3%

地区	谷原	十和	福岡	小絹	みらい平	市外他	合計
登録者数	671	398	487	3,305	9,670	1,020	24,487
人口	2,309	1,353	1,707	9,592	17,938	-	-
登録率	29.1%	29.4%	28.5%	34.5%	53.9%	-	-



③月別貸出者数

本館

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
合 計	3,791	4,135	4,098	4,140	4,833	4,002	4,083	4,299	4,019	1,140	4,339	4,407	47,286
内 訳	一 般	2,635	2,870	2,882	2,706	3,085	2,672	2,696	2,744	2,634	771	2,965	31,660
	児 童	955	1,033	1,013	1,245	1,499	1,060	1,100	1,181	1,044	281	1,088	12,612
	在 学	1	0	1	13	12	18	13	28	18	0	1	106
	在 勤	99	126	105	115	104	97	124	119	133	31	122	1,298
	配 送	0	0	0	0	0	0	0	3	7	4	9	31
広 域	101	106	97	61	133	155	150	224	183	53	154	162	1,579
1日平均	158.0	159.0	170.8	159.2	185.9	174.0	157.0	172.0	174.7	142.5	197.2	176.3	170.1
開館日数	24	26	24	26	26	23	26	25	23	8	22	25	278

小絹分館

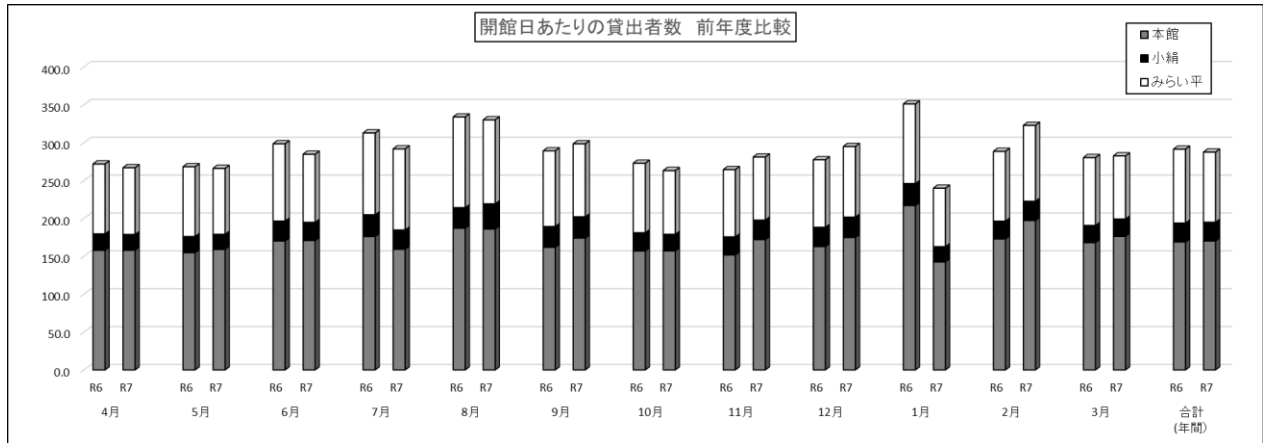
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
合 計	501	521	579	663	869	648	573	648	622	162	561	574	6,921
内 訳	一 般	378	399	401	447	508	420	398	422	450	119	389	4,716
	児 童	83	94	138	181	296	166	124	173	132	29	134	1,701
	在 学	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2
	在 勤	14	9	15	14	19	19	18	12	7	4	13	154
	配 送	26	19	25	21	46	43	33	39	33	10	25	348
広 域	26	19	25	21	46	43	33	39	33	10	25	28	348
1日平均	20.9	20.0	24.1	25.5	33.4	28.2	22.0	25.9	27.0	20.3	25.5	23.0	24.9
開館日数	24	26	24	26	26	23	26	25	23	8	22	25	278

みらい平分館

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
合 計	2,113	2,260	2,155	2,782	2,881	2,214	2,184	2,080	2,142	617	2,201	2,082	25,711
内 訳	一 般	1,325	1,377	1,307	1,506	1,564	1,320	1,312	1,346	392	1,435	1,302	15,497
	児 童	743	811	793	1,224	1,269	857	832	723	211	722	735	9,648
	在 学	6	6	5	4	2	1	3	3	2	1	3	39
	在 勤	28	47	32	29	34	29	27	28	50	11	31	386
	配 送	11	19	18	19	12	7	10	21	2	10	2	141
広 域	11	19	18	19	12	7	10	10	21	2	10	2	141
1日平均	88.0	86.9	89.8	107.0	110.8	96.3	84.0	83.2	93.1	77.1	100.0	83.3	92.5
開館日数	24	26	24	26	26	23	26	25	23	8	22	25	278

全館合計

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
合 計	6,405	6,916	6,832	7,585	8,583	6,864	6,840	7,027	6,783	1,919	7,101	7,063	79,918
内 訳	一 般	4,338	4,646	4,590	4,659	5,157	4,412	4,406	4,477	4,430	1,282	4,789	51,873
	児 童	1,781	1,938	1,944	2,650	3,064	2,083	2,056	2,082	1,899	521	1,944	23,961
	在 学	7	6	6	17	14	19	16	33	20	1	4	147
	在 勤	141	182	152	158	157	145	169	159	190	46	166	1,838
	配 送	0	0	0	0	0	0	0	3	7	4	9	31
広 域	138	144	140	101	191	205	193	273	237	65	189	192	2,068
1日平均	266.9	266.0	284.7	291.7	330.1	298.4	263.1	281.1	294.9	239.9	322.8	282.5	287.5
開館日数	24	26	24	26	26	23	26	25	23	8	22	25	278



④月別貸出点数

本館

種 別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
計	11,370	12,868	12,343	13,951	15,344	12,168	13,076	12,836	16,288	4,104	12,791	13,089	150,228
内 訳													
一 般 書	4,015	4,354	4,159	4,096	4,746	4,022	4,260	4,125	5,401	1,483	4,670	4,705	50,036
文 庫	872	981	993	1,061	1,128	949	970	896	1,344	358	930	910	11,392
Y A	168	173	194	220	192	117	180	190	220	48	148	174	2,024
児 童 書	5,126	6,101	5,752	7,303	7,907	5,925	6,358	6,414	7,705	1,770	5,680	6,009	72,050
A V	536	607	576	603	694	566	659	657	868	203	625	631	7,225
雑 誌	653	652	669	668	677	589	649	554	750	242	738	660	7,501
1日平均	473.8	494.9	514.3	536.6	590.2	529.0	502.9	513.4	708.2	513.0	581.4	523.6	540.4
開館日数	24	26	24	26	26	23	26	25	23	8	22	25	278

小絹分館

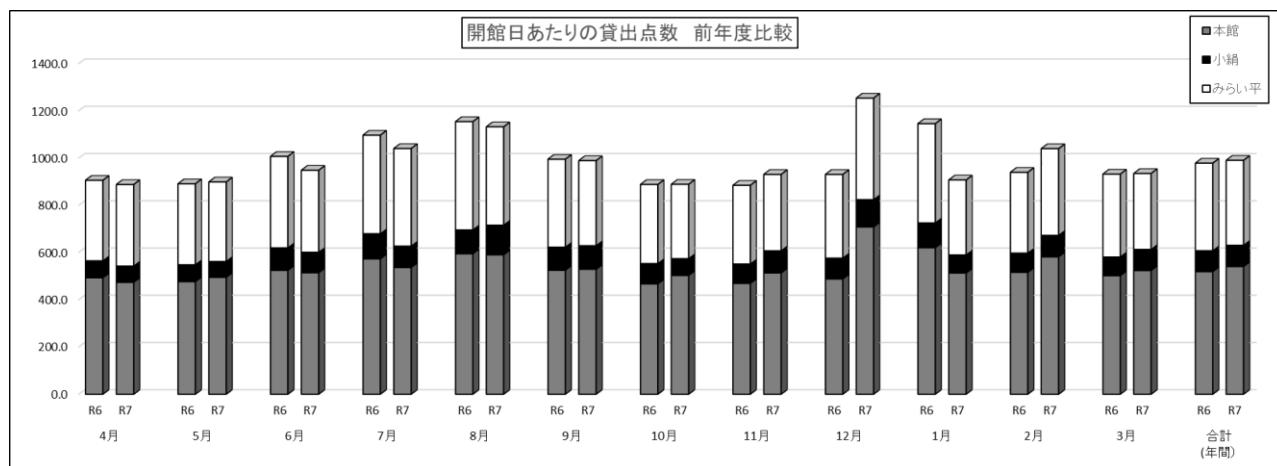
種 別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
計	1,656	1,749	2,081	2,350	3,269	2,299	1,851	2,350	2,663	614	2,008	2,237	25,127
内 訳													
一 般 書	740	700	808	830	966	795	738	809	986	207	757	785	9,121
文 庫	73	78	67	66	54	82	97	110	128	27	79	92	953
Y A	17	20	12	25	20	7	7	9	22	0	17	8	164
児 童 書	772	897	1,126	1,364	2,140	1,350	926	1,370	1,457	347	1,071	1,269	14,089
A V	5	1	1	1	2	3	6	1	3	0	4	1	28
雑 誌	49	53	67	64	87	62	77	51	67	33	80	82	772
1日平均	69.0	67.3	86.7	90.4	125.7	100.0	71.2	94.0	115.8	76.8	91.3	89.5	90.4
開館日数	24	26	24	26	26	23	26	25	23	8	22	25	278

みらい平分館

種 別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
計	8,283	8,749	8,328	10,744	10,820	8,279	8,182	8,079	9,885	2,538	8,072	8,038	99,997
内 訳													
一 般 書	2,332	2,559	2,349	2,500	2,801	2,325	2,291	2,256	2,904	765	2,600	2,355	28,037
文 庫	320	317	281	323	324	284	338	336	516	95	319	318	3,771
Y A	60	61	63	83	59	49	48	47	56	14	49	53	642
児 童 書	5,275	5,577	5,386	7,548	7,352	5,370	5,299	5,202	6,123	1,566	4,855	5,086	64,639
A V	25	20	23	33	19	25	21	24	37	6	30	20	283
雑 誌	271	215	226	257	265	226	185	214	249	92	219	206	2,625
1日平均	345.1	336.5	347.0	413.2	416.2	360.0	314.7	323.2	429.8	317.3	366.9	321.5	359.7
開館日数	24	26	24	26	26	23	26	25	23	8	22	25	278

全館合計

種 別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
計	21,309	23,366	22,752	27,045	29,433	22,746	23,109	23,265	28,836	7,256	22,871	23,364	275,352
内 訳													
一 般 書	7,087	7,613	7,316	7,426	8,513	7,142	7,289	7,190	9,291	2,455	8,027	7,845	87,194
文 庫	1,265	1,376	1,341	1,450	1,506	1,315	1,405	1,342	1,988	480	1,328	1,320	16,116
Y A	245	254	269	328	271	173	235	246	298	62	214	235	2,830
児 童 書	11,173	12,575	12,264	16,215	17,399	12,645	12,583	12,986	15,285	3,683	11,606	12,364	150,778
A V	566	628	600	637	715	594	686	682	908	209	659	652	7,536
雑 誌	973	920	962	989	1,029	877	911	819	1,066	367	1,037	948	10,898
1日平均	887.9	898.7	948.0	1,040.2	1,132.0	989.0	888.8	930.6	1,253.7	907.0	1,039.6	934.6	990.5
開館日数	24	26	24	26	26	23	26	25	23	8	22	25	278



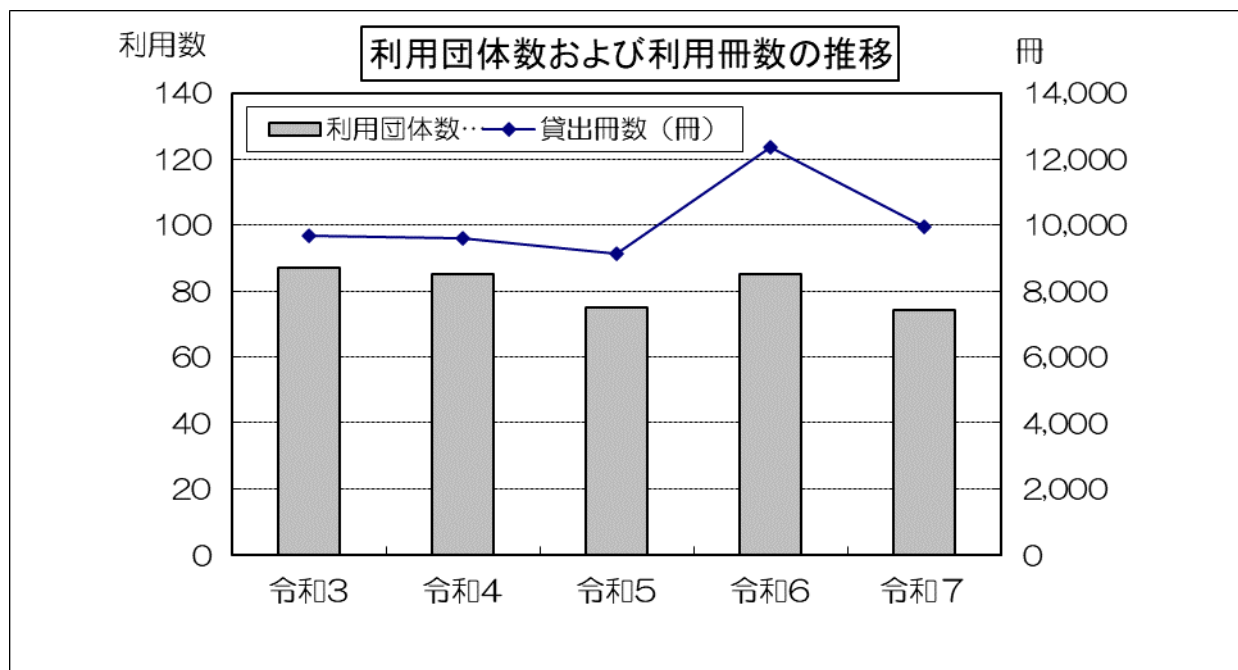
⑤活動の指標

1	登録率	市内在住登録者数÷人口	23,467 ÷ 53,756 = 43.65 %
2	個人登録者1人当り貸出点数	個人貸出点数÷登録者数	275,352 ÷ 24,487 = 11.24 点
3	回転率	個人貸出点数÷蔵書点数	275,352 ÷ 220,421 = 1.25 倍
4	人口1人当り蔵書点数	蔵書点数÷人口	220,421 ÷ 53,756 = 4.10 点

※ 個人貸出点数は、全体の貸出点数から団体貸出点数を除いた点数です

⑥利用団体数・貸出冊数

年度(年度)	利用団体数(団体)	貸出冊数(冊)
令和3	87	9,659
令和4	85	9,609
令和5	75	9,109
令和6	85	12,337
令和7	74	9,937



⑦令和7年度ベストリーダー

・図書

	順位	タイトル	編著者名等	出版社	複本数	合計 貸出回数	1冊あたりの 貸出回数
一般書	1	逃亡者は北へ向かう	柚月 裕子	新潮社	1	25	25
	2	禁忌の子	山口 未桜	東京創元社	1	24	24
	//	PRIZE	村山 由佳	文藝春秋	1	24	24
	4	傲慢と善良	辻村 深月	朝日新聞出版	1	23	23
	//	春立つ風	あさの あつこ	光文社	1	23	23
	//	日光・那須 '26		昭文社	1	23	23
	//	福島 '26		昭文社	1	23	23
	//	ごはんが楽しみ	井田 千秋	文藝春秋	1	23	23
	//	ドライブ関東甲信越ベスト '26		昭文社	1	23	23
	//	迷惑な終活	内館 牧子	講談社	1	23	23
	//	婚活マエストロ	宮島 未奈	文藝春秋	1	23	23
児童書	1	一生モノの勉強法	オオタ ヤスシ	旺文社	1	30	30
	2	ドラえもん探究ワールドイヌの不思議	藤子 F 不二雄	小学館	1	29	29
	//	ドラえもん科学ワールドspecialひみつ道具Q&A	藤子 F 不二雄	小学館	1	29	29
	//	ドラえもん科学ワールドspecialみんなのための医学入門	藤子 F 不二雄	小学館	1	29	29
	//	ドラえもん社会ワールドspecialみんなのための法律入門	藤子 F 不二雄	小学館	1	29	29
	//	ドラえもん探究ワールドおもしろいぞ!数の世界	藤子 F 不二雄	小学館	1	29	29
	7	ドラえもん探究ワールド本の歴史と未来	藤子 F 不二雄	小学館	1	28	28
	//	勉強は役に立つ	オオタ ヤスシ	旺文社	1	28	28
	//	ドラえもん探究ワールド知ってる?名前のひみつ	藤子 F 不二雄	小学館	1	28	28
	//	ドラえもん探究ワールド水族館のなぞ	藤子 F 不二雄	小学館	1	28	28
	//	ドラえもん科学ワールド動植物の不思議	藤子 F 不二雄	小学館	1	28	28
	//	ドラえもん探究ワールド身近にいっぱい!おどろきの化学	藤子 F 不二雄	小学館	1	28	28
		ドラえもん社会ワールド経済がよくわかる	藤子 F 不二雄	小学館	1	28	28
		ドラえもん探究ワールドすごい!発明のひみつ	藤子 F 不二雄	小学館	1	28	28
	//	ドラえもん学びワールドspecialみんなのためのアート入門	藤子 F 不二雄	小学館	1	28	28
ティーンズ	1	薬屋のひとりごと 14	日向 夏	イマジカインフォス	1	19	19
	//	薬屋のひとりごと 16	日向 夏	イマジカインフォス	1	19	19
	3	17歳のときに知りたかった受験のこと、人生のこと。	びーやま	ダイヤモンド社	1	18	18
	//	薬屋のひとりごと 12	日向 夏	イマジカインフォス	1	18	18
	//	薬屋のひとりごと 13	日向 夏	主婦の友インフォス	1	18	18
	//	薬屋のひとりごと 15	日向 夏	主婦の友インフォス	1	18	18
	7	薬屋のひとりごと 5	日向 夏	主婦の友社	1	16	16
	//	薬屋のひとりごと 6	日向 夏	主婦の友社	1	16	16
	//	薬屋のひとりごと 9	日向 夏	主婦の友インフォス	1	16	16
	//	薬屋のひとりごと 10	日向 夏	主婦の友インフォス	1	16	16
	//	薬屋のひとりごと 11	日向 夏	主婦の友インフォス	1	16	16

・雑誌

	順位	タイトル	合計貸出回数		順位	タイトル	合計貸出回数
週刊	1	週刊東洋経済	166	隔月刊	1	サンキュ!	268
	2	週刊新潮	150		2	暮らしの手帖	159
	3	週刊文春	101		3	ku:nel	117
	4	週刊エコノミスト	100		4	OZ magazine	100
	5	週刊ダイヤモンド	91		5	icola	64
月2回・隔週刊	1	クロワッサン	276	季刊・その他	1	dancyu	156
	2	オレンジページ	271		2	AERA with Kids	74
	3	PRESIDENT(プレジデント)	238		3	MyGARDEN	46
	4	Tarzan	221		4	オレンジページCooking	38
	5	ALBATROSS-VIEW	103		5	COTTON FRIEND	35
月刊	1	こどものとも 年少版	287				
	2	レタスクラブ	223				
	3	日経WOMAN	208				
	4	Hanako	183				
	5	旅行読売	169				

・視聴覚資料

順位	タイトル	編著者名	種別	貸出回数
1	魔女の宅急便	宮崎 駿プロデュース/脚本、監督	DVD	23
2	人体のサバイバル!	奈須川 充/監督	DVD	22
3	映画すみっコぐらし 青い月夜のまほうのコ	大森 貴弘/監督	DVD	21
//	崖の上のポニョ	宮崎 駿/監督	DVD	21
//	モアナと伝説の海	ジョン・マスカーほか/監督	DVD	21
//	平成狸合戦ぽんぽこ	高畑 勲/原作	DVD	21
7	ベイマックス	ドン・ホール/監督	DVD	20
//	仮面ライダーセイバー+機界戦隊ゼンカイジャー スーパーヒーロー戦記	田崎 竜太/監督	DVD	20
//	ミニオンズ	カイル・バルダほか/監督	DVD	20
//	映画おしりたんていスフーレ島のひみつ	座古 明史/監督	DVD	20
//	ゴーカイジャー ゴセイジャー スーパー戦隊199ヒーロー大決戦	竹本 昇/監督	DVD	20
//	5	Mrs. GREEN APPLE/演奏	CD	20
//	チップとデール リスの山小屋合戦		DVD	20
//	深海のサバイバル!	入好 さとる/監督	DVD	20
//	おさるのジョージ	マシュー・オキャラハン/監督	DVD	20

⑧読書記録帳

読書記録帳とは、銀行の通帳のような冊子に、貸出中の資料のタイトルなどを印字し、読書の記録を残すものです。

【サービス開始からの発行冊数】

		無料発行 (市内在住・在学の 中学生以下)	有料発行 (左記以外)	合計
前年度まで		3,119	393	3,512
令和7年度	本館	144	31	175
	小絹	53	7	60
	みらい平	245	26	271
	合計	442	64	506
累計		3,561	457	4,018

⑨図書除菌機

図書除菌機は、約 30 秒で紫外線による除菌および送風によるごみ等の除去、消臭を行う機械です。

令和7年度は、本館で 2,332 回、小絹分館で 504 回、みらい平分館で 2,031 回、合計 4,867 回利用されました。

9 電子図書館利用状況

(1) コンテンツ

電子図書館のコンテンツには、決められたライセンス数に限って、貸出を行って利用するものと、同時閲覧数の制限なく、貸出を行わなくても利用できるもの（読み放題コンテンツ）があります。

令和6年度から引き続き、学校と連携し、GIGAスクール構想に対応した小・中学生向けの電子書籍を揃えることで、児童生徒の読書環境の充実を図りました。

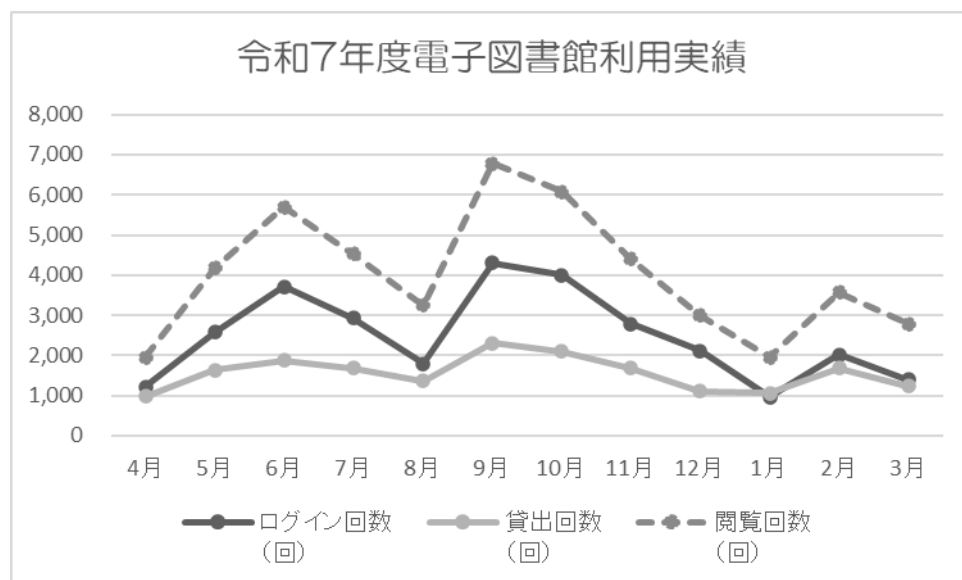
また、電子図書館を使用してきた中学生が、卒業後も継続して電子図書館を利用しやすい環境を整備するため、高校生向けの電子書籍を揃えました。

令和7年度末時点 コンテンツ数 1,505 点
(うち読み放題コンテンツ 341 点)

(2) 利用実績

月	ログイン回数 (回)	貸出回数 (回)	閲覧回数 (回)
4月	1,222	987	1,962
5月	2,572	1,632	4,179
6月	3,717	1,872	5,694
7月	2,926	1,684	4,531
8月	1,802	1,358	3,247
9月	4,298	2,304	6,776
10月	4,000	2,097	6,086
11月	2,781	1,687	4,404
12月	2,111	1,111	2,988
1月	963	1,054	1,959
2月	2,015	1,683	3,567
3月	1,397	1,234	2,779
合計	29,804	18,703	48,172

※閲覧回数は、貸出を行ったコンテンツもしくは読み放題コンテンツに対して、「読む」という操作を行った回数

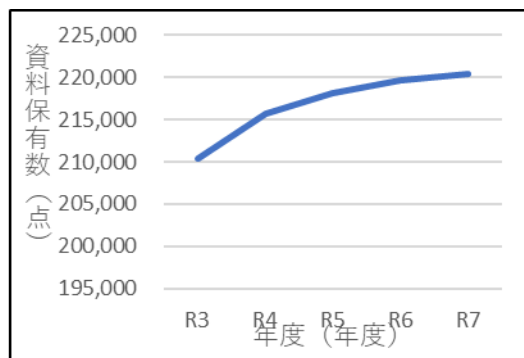


10 資料保有状況

(1) 概要



年度(年度)	資料保有数(点)	増減数(点)
令和3	210,434	
令和4	215,647	5,213
令和5	218,189	2,542
令和6	219,710	1,521
令和7	220,421	711



(2) 資料全体(分類別蔵書点数)

令和8年3月末現在

図 書	一 般			文 庫			児 童			ティーンズ			計			
分 類	本 館	小 絹	みらい平	本 館	小 絹	みらい平	本 館	小 絹	みらい平	本 館	小 絹	みらい平	本 館	小 絹	みらい平	全 館
0 総 記	2,388	235	408	19	2	5	471	105	136	94	10	18	2,972	352	567	3,891
1 哲学・宗教	2,978	487	615	120	9	19	399	111	121	109	16	31	3,606	623	786	5,015
2 歴史・地理	7,262	930	1,180	248	13	19	2,208	236	429	186	6	9	9,904	1,185	1,637	12,726
3 社会科学	10,715	1,485	2,139	128	15	41	1,968	375	610	762	88	82	13,573	1,963	2,872	18,408
4 自然科学	5,799	1,385	1,838	80	5	13	4,217	645	1,081	234	32	43	10,330	2,067	2,975	15,372
5 工学・技術	7,620	1,840	2,442	42	6	16	1,645	361	444	84	5	12	9,391	2,212	2,914	14,517
6 産 業	2,770	496	616	23	3	5	1,025	182	218	34	3	13	3,852	684	852	5,388
7 芸 術	8,107	839	1,134	127	6	18	2,296	413	512	155	8	13	10,685	1,266	1,677	13,628
8 言 語	1,216	150	181	33	2	4	781	107	159	55	8	12	2,085	267	356	2,708
9 文 学	13,197	1,455	2,159	1,764	37	101	5,102	886	1,209	2,526	197	207	22,589	2,575	3,676	28,840
F 日本現代小説	16,659	3,593	2,930	5,460	746	1,895	9,588	1,881	2,029				31,707	6,220	6,854	44,781
R 参 考	5,299	200	249				438	93	155				5,737	293	404	6,434
C 紙 芝居							905	189	291				905	189	291	1,385
E 絵 本							15,191	4,888	5,734	48	9		15,239	4,897	5,734	25,870
郷土資料	8,396	416	1,098	12		1	490	85	41				8,898	501	1,140	10,539
コミック	1,095	205	1	268	3		25	15					1,388	223	1	1,612
図 書 計	93,501	13,716	16,990	8,324	847	2,137	46,749	10,572	13,169	4,287	382	440	152,861	25,517	32,736	211,114

	本 館	小 絹	みらい平	全 館
雑 誌	3,801	432	501	4,734
C D	2,411			2,411
D V D	1,235			1,235
カセット	156			156
ビ デ オ	771			771
図書以外計	8,374	432	501	9,307

合 計				220,421
-----	--	--	--	---------

(3) 資料種別

①図書

本 館	令和6年度末現在	令和7年度受入・変更分	令和7年度除籍	令和7年度末現在
一 般 書	101,206	1,778	1,159	101,825
児 童 書	47,650	778	1,679	46,749
ティーンズ	4,218	84	15	4,287
計	153,074	2,640	2,853	152,861

小絹分館	令和6年度末現在	令和7年度受入・変更分	令和7年度除籍	令和7年度末現在
一 般 書	14,565	△ 2	0	14,563
児 童 書	10,466	106	0	10,572
ティーンズ	355	27	0	382
計	25,386	131	0	25,517

みらい平分館	令和6年度末現在	令和7年度受入・変更分	令和7年度除籍	令和7年度末現在
一 般 書	18,367	760	0	19,127
児 童 書	12,754	416	1	13,169
ティーンズ	383	57	0	440
計	31,504	1,233	1	32,736

全館合計	令和6年度末現在	令和7年度受入・変更分	令和7年度除籍	令和7年度末現在
一 般 書	134,138	2,536	1,159	135,515
児 童 書	70,870	1,300	1,680	70,490
ティーンズ	4,956	168	15	5,109
計	209,964	4,004	2,854	211,114

②雑誌

※〔寄贈〕には、雑誌スポンサー制度による提供雑誌も含む。

本館

令和8年3月末現在

No.	タイトル	No.	タイトル	No.	タイトル
1	AERA	37	CNN ENGLISH EXPRESS	73	Newton
2	AERA with Kids〔寄贈〕	38	JICA Magazine〔寄贈〕	74	ノジュール
3	Art Journal〔寄贈〕	39	JTB時刻表	75	non・no
4	ALBATROSS-VIEW	40	NHK 趣味の園芸	76	俳句
5	家の光	41	将棋世界	77	初めてのたまごクラブ〔寄贈〕
6	NHK 囲碁講座	42	小説新潮	78	初めてのひよこクラブ〔寄贈〕
7	一枚の絵	43	常陽藝文〔寄贈〕〔郷土〕	79	月刊バスケットボール
8	with PETs〔寄贈〕	44	SCREEN	80	花とゆめ〔寄贈〕
9	週刊エコノミスト	45	NHK すてきにハンドメイド	81	月刊バレーボール
10	LDK	46	Sports Graphic Number	82	BE-PAL
11	LDK the Beauty	47	スマッシュ	83	美的
12	オール讀物	48	正論	84	ひよこクラブ
13	OZ magazine	49	世界	85	フォトコン
14	オレンジページ	50	総務省〔寄贈〕	86	婦人公論
15	会社四季報	51	宇宙のとびら〔寄贈〕	87	PRESIDENT（プレジデント）
16	かがくのとも〔寄贈〕	52	週刊ダイヤモンド	88	文藝界
17	Casa BRUTUS	53	Tarzan	89	文藝春秋
18	家庭画報	54	ダ・ヴィンチ	90	ベースボールマガジン
19	NHK きょうの健康	55	たまごクラブ	91	VERY
20	NHK きょうの料理	56	短歌	92	pen
21	NHK きょうの料理ビギナーズ	57	dancyu	93	MyGARDEN
22	暮らしの手帖	58	ちいさなかがくのとも〔寄贈〕	94	MAMOR〔寄贈〕
23	GLOW	59	中央公論	95	MEN'S NON-NO
24	クロワッサン	60	つり人	96	MOE
25	芸術新潮	61	鉄道ファン	97	モーターサイクリスト
26	GetNavi	62	月刊天文ガイド	98	Motor Magazine
27	健康365〔寄贈〕	63	図書館雑誌〔寄贈〕	99	モノ・マガジン
28	航空ファン	64	nicola	100	山と溪谷
29	国立国会図書館月報〔寄贈〕	65	にちぎん〔寄贈〕	101	優駿
30	kodomoe〔寄贈〕	66	日経WOMAN	102	ランナース
31	子供の科学〔寄贈〕	67	日経エンタテイメント！	103	LEE
32	こどものとも〔寄贈〕	68	日経トレンディ	104	りぼん
33	こどものとも0.1.2.〔寄贈〕	69	日経パソコン	105	旅行読売
34	サッカーマガジン	70	日経マネー	106	歴史人
35	サライ	71	Newsweek 日本版	107	ROCKIN' ON JAPAN
36	散歩の達人	72	月刊Newsがわかる〔寄贈〕		

小絹分館

令和8年3月末現在

No.	タイトル	No.	タイトル	No.	タイトル
1	ESSE	7	週刊文春	13	日経PC21
2	おとなの週末	8	月刊ジュニアエラ〔寄贈〕	14	猫びより
3	皇室〔寄贈〕	9	壮快	15	俳句四季〔寄贈〕
4	COTTON TIME	10	旅の手帖	16	POPEYE
5	こどものくに ひまわり版〔寄贈〕	11	天然生活	17	NHK やさいの時間
6	3分クッキング	12	dopa	18	ゆうゆう

みらい平分館

令和8年3月末現在

No.	タイトル	No.	タイトル	No.	タイトル
1	男の隠れ家	7	GOLF DIGEST	13	月刊たぐさんのふしぎ
2	ku'nel	8	THE21	14	週刊東洋経済
3	月刊クーヨン〔寄贈〕	9	サンキュ！	15	Hanako
4	毛糸だま	10	週刊新潮	16	モダンリビング
5	健康	11	小説すばる	17	歴史街道
6	こどものとも 年少版〔寄贈〕	12	ダイヤモンドZAi	18	レタスクラブ

【参考】雑誌スポンサー企業及び提供雑誌（令和8年3月末現在）

スポンサー企業名：株式会社アンフィニ

No.	タイトル	No.	タイトル	No.	タイトル
1	かがくのとも	7	ちいさなかがくのとも	13	月刊クーヨン
2	こどものくに ひまわり版	8	月刊Newsがわかる	14	kodomoe
3	こどものとも	9	子供の科学	15	初めてのひよこクラブ
4	こどものとも 年少版	10	AERA with Kids	16	ひよこクラブ
5	こどものとも0.1.2.	11	初めてのたまごクラブ		
6	月刊ジュニアエラ	12	たまごクラブ		

スポンサー企業名：成島建設株式会社

No.	タイトル	No.	タイトル	No.	タイトル
1	ALBATROSS-VIEW	5	Sports Graphic Number	9	PRESIDENT（プレジデント）
2	会社四季報	6	スマッシュ	10	ベースボールマガジン
3	GOLF DIGEST	7	月刊バスケットボール		
4	サッカーマガジン	8	月刊バレーボール		

③新聞

本館

令和8年3月末現在

新 聞						新聞縮刷版		
No.	タイトル	保存	No.	タイトル	保存	No.	タイトル	保存
1	朝日（夕刊は半年）	1年	9	毎日	1年	1	茨城（昭和55年4月～）	永年
2	茨城	1年	10	毎日小学生	1年	2	読売（平成8年4月～）	永年
3	官報	1年	11	読売（夕刊は半年）	3年			
4	産経	1年	12	公明新聞〔寄贈〕	3ヶ月			
5	ジャパントイムス	1年	13	しんぶん赤旗〔寄贈〕	3ヶ月			
6	日刊スポーツ	1年	14	福島民報〔寄贈〕	3ヶ月			
7	日本経済	1年	15	福島民友〔寄贈〕	3ヶ月			
8	日本農業	1年						

小絹分館

令和8年3月末現在

新 聞		
No.	タイトル	保存
1	茨城	1年
2	日本経済	1年
3	朝日（夕刊は半年）	1年

みらい平分館 令和8年3月末現在

新 聞		
No.	タイトル	保存
1	茨城	1年
2	日本経済	1年
3	読売（夕刊は半年）	1年

1 1 図書館案内

本館

(1) 施設の概要

①敷地面積	5,460.00㎡
②建造物 鉄筋コンクリート2階建	
1階	1,263.96㎡
2階	340.44㎡
合計	1,604.40㎡
③建築面積	1,560.10㎡

④着	工	平成元年7月15日
⑤竣	工	平成2年7月3日
⑥総	工 費	562,689,000円
⑦設	計	(有) 匠建築研究所
⑧施	工	成島建設(株)

1階

室名	面積
カウンター	38.00㎡
新聞雑誌コーナー	50.00㎡
一般開架書架	263.82㎡
レファレンスコーナー	50.00㎡
ホール・その他	339.70㎡
児童開架書架	195.61㎡
視聴覚コーナー	50.00㎡
閉架書庫	92.10㎡
正面玄関・風除室	20.00㎡
休憩室	20.00㎡
お話室	29.89㎡
ロッカー室	5.10㎡
事務室	76.56㎡
館長室	17.64㎡
スタッフルounge	15.54㎡
1階床面積合計	1,263.96㎡

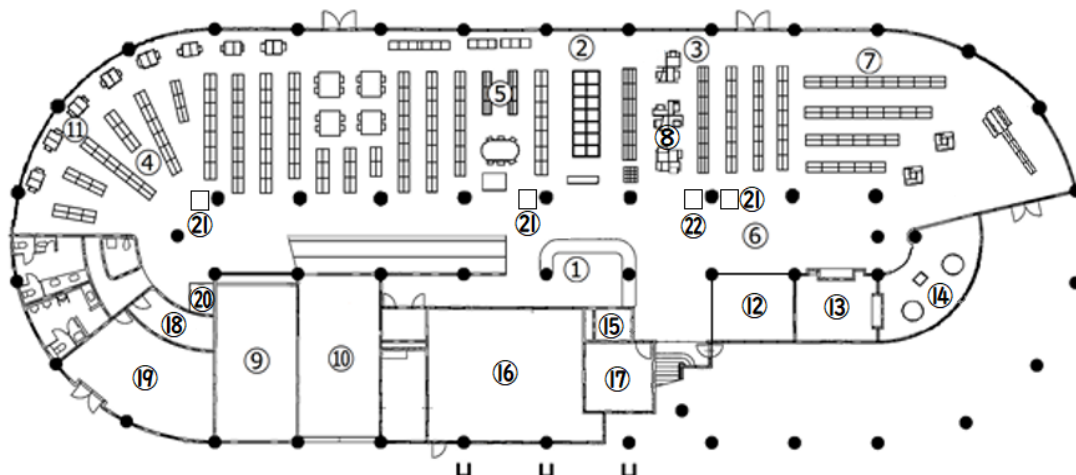
2階

室名	面積
視聴覚室	75.00㎡
特別研究室	49.29㎡
準備室	10.26㎡
倉庫	4.50㎡
会議室	49.29㎡
男子便所	9.43㎡
湯沸室	3.91㎡
女子便所	9.43㎡
スロープ・その他	129.33㎡
2階床面積合計	340.44㎡

(2) 施設の配置

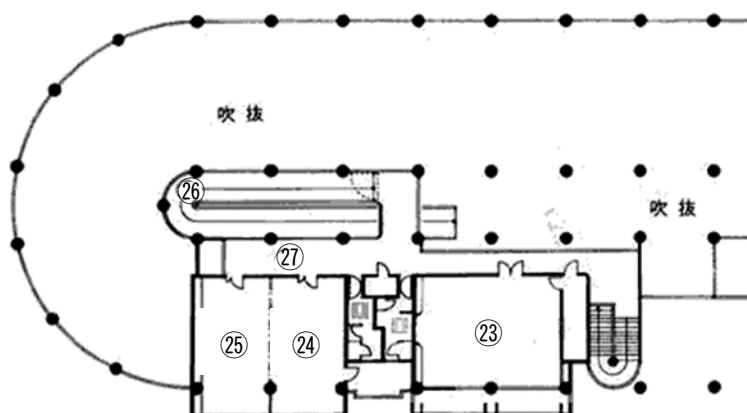
- | | | | | |
|--------------|-----------|-----------|-----------------------------|---------|
| ① サービスカウンター | ⑥ ホール | ⑪ キャレラデスク | ⑯ 事務室 | ⑳ 資料検索機 |
| ② 新聞・雑誌コーナー | ⑦ 児童開架書架 | ⑫ 風除室 | ⑰ 応接室 | ㉑ 図書除菌機 |
| ③ 拡大読書機 | ⑧ 視聴覚コーナー | ⑬ 休憩室 | ⑱ 倉庫 | |
| ④ 一般開架書架 | ⑨ 閉架書架Ⅰ | ⑭ お話室 | ㉒ 機械室 | |
| ⑤ レファレンスコーナー | ⑩ 閉架書架Ⅱ | ⑮ ロッカー室 | ㉓ 赤ちゃんの駅
(オムツ替え、授乳等スペース) | |

1 階 平 面 図



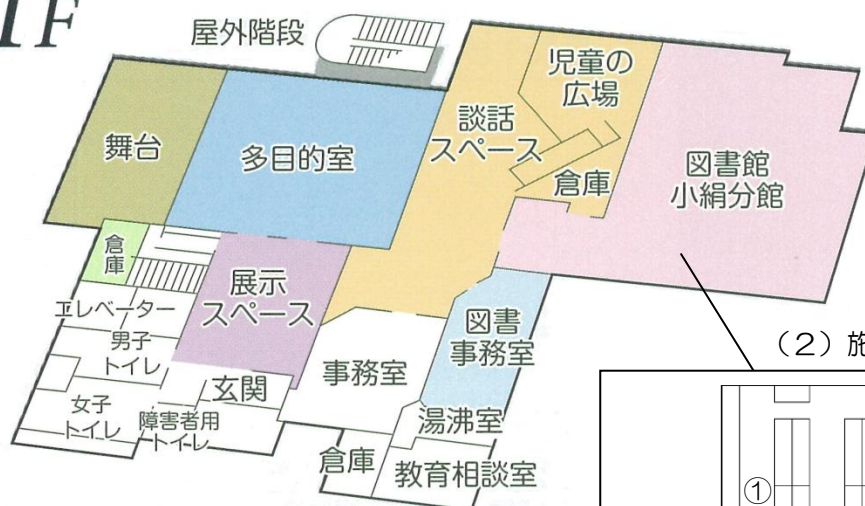
- ②③視聴覚室
- ②④会議室
- ②⑤特別研究室
- ②⑥スロープ
- ②⑦展示用ギャラリー

2 階 平 面 図



小絹分館（小絹コミュニティセンター内）

1F



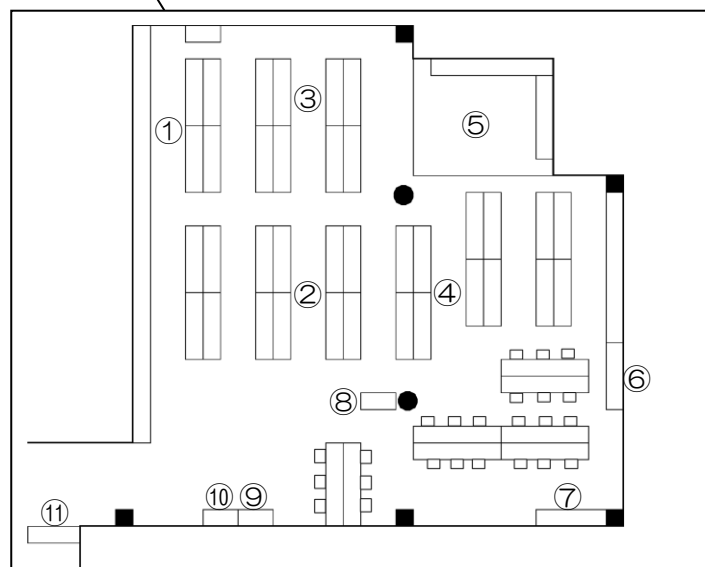
（１）施設の概要

- ① 延床面積 172.16㎡
- ② 分館開館 平成 19 年 7 月



小絹コミュニティセンター

（２）施設の配置

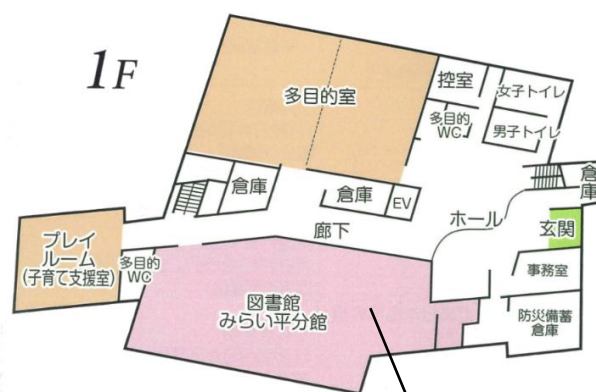


- ①日本現代文学 ②児童書 ③絵本 ④一般書
- ⑤児童コーナー ⑥ティーンズコーナー・コミック
- ⑦レファレンスコーナー・郷土資料 ⑧新聞 ⑨雑誌
- ⑩児童レファレンスコーナー ⑪カウンター

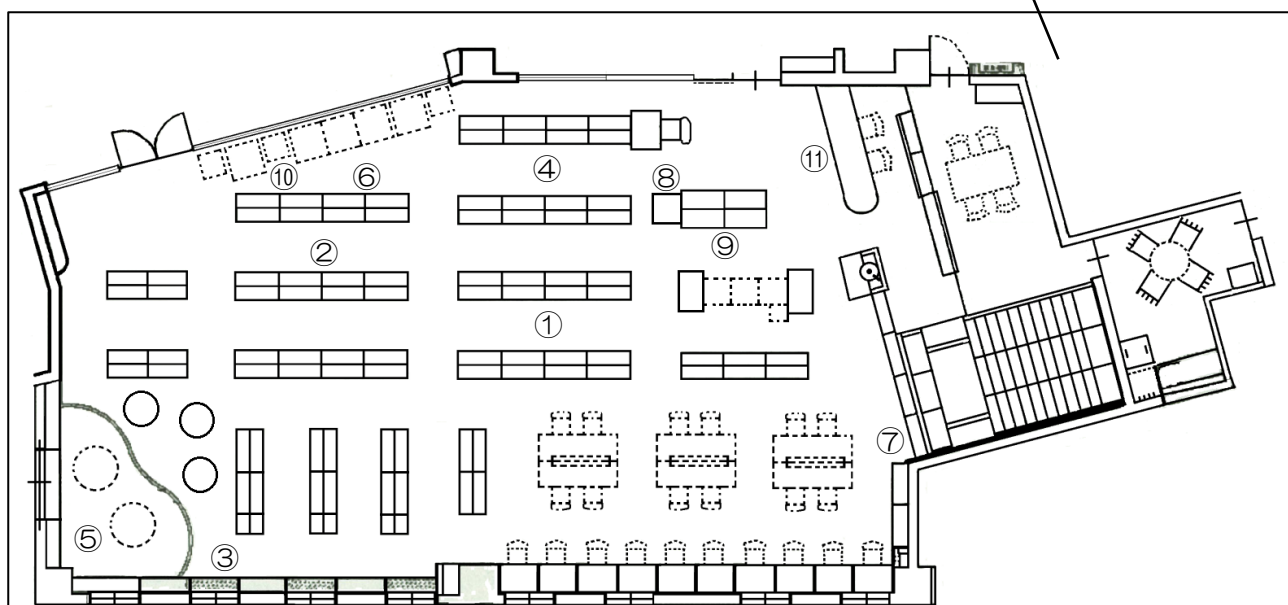
みらい平分館（みらい平コミュニティセンター内）

（１）施設の概要

- ①延床面積 257.60 ㎡
- ②分館開館 平成 26 年 11 月



（２）施設の配置



- ①日本現代文学 ②児童書 ③絵本 ④一般書 ⑤児童コーナー ⑥ティーンズコーナー
- ⑦レファレンスコーナー・郷土資料 ⑧新聞 ⑨雑誌 ⑩児童レファレンスコーナー ⑪カウンター



みらい平コミュニティセンター



みらい平分館

12 条例・規則等

(1) つくばみらい市立図書館条例

平成18年3月27日

条例第118号

改正 平成24年3月30日条例第9号

平成26年3月25日条例第4号

平成29年3月23日条例第9号

令和元年12月17日条例第43号

(設置)

第1条 市民の教育と文化の発展に寄与するため、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条の規定に基づき、図書館を設置する。

（平26条例4・一部改正）

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
つくばみらい市立図書館	つくばみらい市福田623番地

2 前項に規定する図書館に分館を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
つくばみらい市立図書館小絹分館	つくばみらい市小絹848番地
つくばみらい市立図書館みらい平分館	つくばみらい市紫峰ヶ丘4丁目4番地1

（平26条例4・一部改正）

(職員)

第3条 つくばみらい市立図書館（以下「図書館」という。）に、館長、司書その他必要な職員を置く。

(開館時間及び休館日)

第4条 図書館の開館時間は、午前9時から午後7時までとする。

2 図書館の休館日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 定期休館日 月曜日とする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときを除く。

(2) 振替休館日 休日の翌日とする。ただし、その日が休日並びに日曜日及び土曜日に当たるときを除く。

(3) 年末年始休館日 12月29日から翌年1月4日までの日とする。

(4) 館内資料整理日 毎月第3金曜日とする。ただし、8月及び当該日が休日に当たるときは第4金曜日とする。

(5) 特別整理期間 年15日以内で館長が定める日とする。

3 前2項の規定にかかわらず、館長が必要と認めたときは、教育長の承認を受けて開館時間及び休館日を変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。

（平26条例4・追加、平29条例9・令元条例43・一部改正）

(事業)

第5条 図書館は、法第3条の規定に基づき、次に掲げる事業を行う。

(1) 図書、郷土資料、視聴覚資料その他必要な資料（以下「図書館資料」という。）の収

集、整理及び保存

- (2) 図書館資料の貸出し
- (3) 読書案内
- (4) 調査相談（レファレンス）
- (5) 読書会、研究会、講演会、鑑賞会、映写会、資料展示会等の主催及び奨励
- (6) 館内施設の提供
- (7) 館報その他読書資料の発行及び頒布
- (8) 他の図書館、学校、公民館、研究所その他の機関との連携協力
- (9) 他の図書館との図書館資料の相互貸借
- (10) 読書団体との連携協力及び団体活動の促進
- (11) その他図書館設置の目的達成に必要な事業

（平26条例4・追加）

（利用の制限）

第6条 館長は、図書館を利用する者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、必要な指導をし、又は利用を停止し、若しくは禁止することができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 他の利用者に迷惑をかけるおそれがあるとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、図書館の管理及び運営上支障があるとき。

（平26条例4・追加）

（損害の弁償）

第7条 利用者は、その責めに帰すべき理由により、図書館資料、設備器具等を紛失し、汚損し、又は破損したときは、現品又はそれに相当する代価をもって弁償しなければならない。

（平26条例4・追加）

（指定管理者による管理）

第8条 つくばみらい市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に第2条第2項に規定する分館（以下「図書館分館」という。）の管理を行わせることができる。

（平26条例4・追加）

（指定管理者に行わせる業務等）

第9条 前条の規定により、指定管理者に管理を行わせる場合の業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 図書館資料の整理及び保存に関する業務
- (2) 第5条第2号から第4号まで及び第8号から第10号までに掲げる事業に関する業務
- (3) 第6条の規定による利用の制限に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

2 前項の場合における第6条の規定の運用については、同条中「館長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

（平26条例4・追加）

（指定の期間）

第10条 指定管理者が図書館分館の管理を行う期間は、5年以内とする。

2 教育委員会は、必要があると認めるときは、前項に定める期間を短縮することができる。

(平26条例4・追加)

(図書館協議会)

第11条 法第14条第1項の規定により、図書館につくばみらい市図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を具申する。

3 協議会の委員(以下「委員」という。)の定数は10人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、教育委員会が任命する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平24条例9・一部改正、平26条例4・旧第4条繰下・一部改正)

(委員の報酬及び費用弁償)

第12条 委員の報酬及び費用弁償については、つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第29号)の定めるところによる。

(平26条例4・旧第5条繰下)

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(平26条例4・旧第6条繰下)

附 則

この条例は、平成18年3月27日から施行する。

附 則(平成24年条例第9号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年条例第4号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条第2項の表の改正規定 平成26年11月1日

(2) 次項の規定 公布の日

(準備行為)

2 この条例による改正後のつくばみらい市立図書館条例第8条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合の指定管理者の指定及びその指定に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則(平成29年条例第9号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和元年条例第43号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(2) つくばみらい市立図書館条例施行規則

平成18年3月27日

教育委員会規則第25号

改正 平成23年10月27日教委規則第1号

平成26年3月27日教委規則第3号

令和4年3月24日教委規則第1号

令和5年6月29日教委規則第5号

令和6年10月1日教委規則第6号

令和8年1月9日教委規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、つくばみらい市立図書館条例(平成18年つくばみらい市条例第118号。以下「条例」という。)第13条の規定により、つくばみらい市立図書館(以下「図書館」という。)の管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(平26教委規則3・一部改正)

(個人貸出しの手続)

第2条 個人で図書館資料(条例第5条第1号に規定する図書館資料をいう。以下同じ。)の貸出しを受けようとする者は、利用カード申込書(様式第1号)を館長に提出して貸出登録をし、利用カード(様式第2号)の交付を受け、貸出しを受ける際にこれを提示しなければならない。ただし、その図書館資料が電子書籍(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によって認識することができない方式で作られた記録をいう。))によって作成された図書館資料のうち、インターネットにより利用が可能なものをいう。以下同じ。)の場合は、この限りでない。

2 利用カードは、市内に居住し、通勤し、又は通学している者に限り交付する。ただし、館長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

(平26教委規則3・旧第8条繰上・一部改正、令5教委規則5・一部改正)

(個人貸出しにおける利用カードの取扱い)

第3条 個人貸出しにおける利用カードの取扱いは、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 利用カードを紛失したとき、又は住所等を変更したときは、速やかに利用カード紛失等届(様式第3号)を館長に届け出なければならない。

(2) 利用カードは、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(3) 利用カードが、登録者本人以外の者によって使用され損害が生じたときは、その責めは登録者本人に帰するものとする。

(4) 利用カードの交付を受けた者の過失による利用カードの再発行は、当該利用カードの交付を受けた者の実費負担とする。

(平26教委規則3・旧第9条繰上・一部改正)

(個人貸出しにおける図書館資料の貸出数及び貸出期間)

第4条 個人貸出しにおいて同時に貸し出すことのできる図書館資料の貸出数は、1人につき、図書及び紙芝居にあっては合わせて10冊以内、雑誌にあっては5冊以内、視聴覚資料にあっては3点以内、電子書籍にあっては2点以内とし、図書館資料の貸出期間は、貸出しの日から起算して15日以内とする。ただし、館長が特に必要があると認めたときはこの限りでない。

(平23教委規則1・全改、平26教委規則3・旧第10条繰上・一部改正、令5教委規則5・一部改正)

(個人貸出しの禁止)

第5条 前条の規定にかかわらず、館長が特に指定した貴重な図書館資料で、個人貸出しを不適当と認めるものについては、当該図書館資料の貸出しを禁止することができる。

（平26教委規則3・追加）

（個人貸出しにおける図書館資料の返納）

第6条 館長は、図書館資料を貸出期間内に返納しなかったものに対し、その状況により一定期間図書館の利用を停止することができる。

2 館長は、個人貸出しにおいて貸出期間内に申出があったときは、申出があった日から15日を限度として貸出期間の延長を承認することができる。ただし、次に掲げる図書館資料は、貸出期間の延長を行わないものとする。

- （1） 貸出期間を超過している図書館資料
- （2） 視聴覚資料
- （3） 相互貸借で借り受けている図書館資料
- （4） その他館長が貸出期間の延長を不適当と認める図書館資料

（平26教委規則3・旧第11条繰上・一部改正）

（電子図書館）

第6条の2 利用カード登録者は、電子書籍の貸出しを受けることができる。

2 何人も、電子書籍を複製してはならない。

3 利用カード登録者は、著作権法（昭和45年法律第48号）に基づく許諾が必要な電子書籍を学校等で授業等に使用する場合は、使用する日の1週間以上前に、使用するコンテンツ、目的及び方法を館長が指定する方法により、届け出なければならない。

（令5教委規則5・追加）

（団体貸出しの手続）

第7条 団体（市内の官公署、学校、事業主、読書グループ、社会教育関係団体等をいう。以下同じ。）で図書館資料（図書及び紙芝居に限る。）の貸出しを受けようとする者は、団体利用カード申込書（様式第4号）を館長に提出して貸出登録をし、利用カードの交付を受け、貸出しを受ける際にこれを提示しなければならない。

（平26教委規則3・旧第12条繰上・一部改正）

（団体貸出しにおける図書館資料の貸出数及び貸出期間）

第8条 団体貸出しにおいて同時に貸し出すことのできる図書館資料の貸出数は、1団体につき、100冊以内とし、図書館資料の貸出期間は、貸出しの日から起算して60日以内とする。ただし、館長が必要と認めたときはこの限りでない。

（平26教委規則3・旧第13条繰上・一部改正）

（準用規定）

第9条 第3条、第5条及び第6条第1項の規定は、団体貸出しにおける利用カードの取扱い、貸出しの禁止及び図書館資料の返納について準用する。

（平26教委規則3・旧第14条繰上・一部改正）

（分館の運営）

第10条 分館は、図書館職員又は指定管理者（条例第8条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）によって運営する。

2 第2条から前条まで及び第15条の規定は、分館の管理運営について準用する。

（平26教委規則3・旧第15条繰上・一部改正）

（配送貸出しの手続）

第11条 配送により図書館資料の貸出しを受けようとする者は、次の各号に掲げる者で配送貸出利用登録をした者とする。

(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)の交付を受けている者で、障害程度の等級が1級から4級(肢体不自由にあつては1級から6級)までの者

(2) 前号に準ずる者で配送による以外に図書館利用が困難と館長が認めた者

2 前項に規定する配送貸出しを利用しようとする者又はその代理人は、配送等貸出申込書(様式第5号)を館長に提出して配送貸出利用登録をしなければならない。この場合において、館長は、必要に応じ登録者の身体障害者手帳等を確認するものとする。

(平26教委規則3・旧第16条繰上・一部改正)

(配送の経費)

第12条 配送貸出しに要する経費は、市が負担する。

(平26教委規則3・旧第17条繰上)

(配送貸出しにおける図書館資料の貸出数及び貸出期間)

第13条 配送貸出しにおいて同時に貸し出すことのできる図書館資料(電子書籍を除く。)の貸出数は、1人につき、図書及び紙芝居にあつては合わせて10冊以内、雑誌にあつては5冊以内、視聴覚資料にあつては3点以内とし、図書館資料の貸出期間は、貸出しの日から起算して30日以内とする。

(平23教委規則1・全改、平26教委規則3・旧第18条繰上・一部改正、令5教委規則5・一部改正)

(配送貸出しにおける図書館資料の返納)

第14条 配送貸出しにおける図書館資料の返納については、館長が別に定める。

(平26教委規則3・旧第19条繰上・一部改正)

(図書館資料の複写)

第15条 複写を希望する者は、資料複写申込書(様式第6号)に必要事項を記入し、複写希望の図書館資料とともにカウンターに提出する。

2 複写の対象となる著作物は、図書館資料とする。

3 複写に当たっては、著作権法(昭和45年法律第48号)第31条の規定を遵守しなければならない。

4 費用は、原則として複写を希望する者の負担とする。

(平26教委規則3・旧第20条繰上・一部改正)

(視聴覚機材の貸出及び返納)

第16条 視聴覚機材(以下「機材」という。)を利用できる者は、第7条に規定する団体とする。

2 機材を利用しようとする者は、視聴覚機材貸出申込書(様式第7号)を館長に提出しなければならない。

3 団体貸出しにおける機材の一切の責任は、団体の長に帰するものとする。

4 利用者は、機材の返納の際に視聴覚機材利用報告書(様式第8号)を館長に提出しなければならない。

(平23教委規則1・一部改正、平26教委規則3・旧第21条繰上・一部改正)

(機材の貸出期間)

第17条 機材の貸出期間は、7日以内とする。ただし、館長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

(平26教委規則3・旧第22条繰上)

(施設利用の対象)

第18条 館長は、団体に対し、図書館及び読書活動に関連した利用目的である場合は、館内施設を利用させることができる。

(平26教委規則3・旧第23条繰上・一部改正)

(施設利用の手続)

第19条 館内施設を利用しようとする者は、図書館施設利用申請(許可)書(様式第9号)を提出し、館長の許可を受けなければならない。

(平26教委規則3・旧第24条繰上・一部改正)

(施設の利用時間)

第20条 館内施設の利用時間は、図書館の開館時間内とする。

(平26教委規則3・旧第25条繰上・一部改正)

(施設利用の制限)

第21条 館長は、館内施設の利用について、次の各号のいずれかに当てはまると認めたときは、その利用条件を変更し、又は利用を停止し、若しくは利用の許可を取り消すことができる。

- (1) この規則に違反したとき。
- (2) 利用目的が許可のときと違ったとき。
- (3) 館長が図書館運営上特に必要と認めたとき。

(平26教委規則3・旧第26条繰上・一部改正)

(寄贈及び寄託の取扱い)

第22条 図書館は、図書館資料の寄贈及び寄託を受けることができる。

2 寄贈及び寄託資料は、図書館所有の資料と同様の取扱いにより、一般の利用に供することができる。

3 図書館は、寄託資料を紛失し、汚損し、又は破損したことについて、その責めを負わない。

(平26教委規則3・旧第27条繰上・一部改正)

(寄贈及び寄託の手続)

第23条 図書館に図書館資料を寄贈し、又は寄託しようとする者は、寄贈(寄託)申込書(様式第10号)により申し出て、館長の承認を得て現品を提供するものとする。

2 図書館は、寄贈を受け、又は寄託された図書館資料について寄贈(寄託)証(様式第11号)を発行するものとする。

3 寄贈及び寄託に要する経費は、寄贈者及び寄託者の負担とする。ただし、特に必要があると認めたときは、その経費の一部又は全部を市が負担することができる。

(平26教委規則3・旧第28条繰上・一部改正)

(図書館協議会の組織)

第24条 つくばみらい市図書館協議会(以下「協議会」という。)に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平26教委規則3・旧第29条繰上・一部改正)

(協議会の会議)

第25条 協議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の3分の1以上の請求があるときは、

臨時に招集することができる。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 協議会の会議の議長は、会長が務める。
- 4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(平26教委規則3・旧第30条繰上・一部改正)

(庶務)

第26条 協議会の庶務は、図書館において処理する。

(平26教委規則3・旧第31条繰上)

(指定管理者)

第27条 指定管理者に管理を行わせる場合における第2条、第3条第1号、第4条及び第6条から第8条までの規定の適用については、第2条、第3条第1号、第4条及び第6条から第8条までの規定中「館長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

- 2 前項の場合において使用する様式は、様式第1号から様式第4号まで及び様式第6号の規定に準じて別に定める。

(平26教委規則3・追加)

(電子情報処理組織を使用する手続)

第28条 電子情報処理組織(市の機関の使用に係る電子計算機と処分通知等を受け取る者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して第2条、第3条、第11条、第19条、第21条及び前条の規定に基づく申請、許可及び通知を行う場合については、様式を別に定めるものとする。

(令6教委規則6・追加)

(補則)

第29条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長の承認を受けて館長が別に定める。

(平26教委規則3・旧第32条繰上、令6教委規則6・旧第28条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年3月27日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の伊奈町立図書館管理運営規則(平成2年伊奈町教育委員会規則第2号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成23年教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年教委規則第3号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和4年教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年教委規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年教委規則第6号)

この規則は、令和6年10月1日から施行する。

附 則(令和8年教委規則第1号)

この規則は、令和8年2月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）
利用カード申込書

フリガナ				
氏 名	(氏)	(名)		
生 年 月 日		※18歳未満の方のみ記入		
(元号)	年 月 日	保護者名		
(〒)				
現住所 (アパート・マンション名)				
電 話	自宅 呼出	— —	携帯 電話	
メール アドレス	@			
勤務先 もしくは 学校名	電話番号 — —			
ホームページにログインする為のパスワードを発行しますか？ はい ・ いいえ パスワードを発行しますと、図書館ホームページ内で本の予約・延長などができます。				

1. 太枠内を記入してください。
2. この申込書は1人1枚に限ります。重複して申請しないようご注意ください。

職 員 処理欄	利用者コード														
	確 認	免許証・保険証・マイナンバーカード 学生証・その他 ()													
	受 付 日			受付	確認①	確認②									
	年 月 日														

様式第2号(第2条関係)

利 用 カ ー ド

りよう 利 用 カ ー ド	
ふりがな	

様式第3号（第3条関係）

利用カード紛失等届

年 月 日

つくばみらい市立図書館長 様

(現在登録してある内容を記入してください。)	
フリガナ	生年月日
氏名・団体名	年 月 日
住所・所在地	〒
電 話 番 号	() 1 自宅 2 勤務先(名称)
届出事由(該当の項目に○をつけてください) 1 紛失 2 氏名・団体名変更 3 住所・所在地変更 4 電話番号変更 5 その他	
届出事由が2～5の場合は次の該当欄に記入してください。	
氏名・団体名	
住所・所在地	〒
電 話 番 号	()
そ の 他	
※旧登録番号	※新登録番号
	※整理欄

※欄は、記入しないでください。

様式第4号（第7条関係）

団体利用カード申込書

年 月 日

つくばみらい市立図書館長 様

フリガナ		利用人数
団 体 名		人
所 在 地	〒	
	電話番号 ()	
フリガナ		
代表者氏名		
代表者住所	〒	
	電話番号 ()	
※利用者 コード		※整理欄

※欄は記入しないでください。

様式第5号(第11条関係)

配送等貸出申込書

年 月 日

つくばみらい市立図書館長 様

フリガナ		
氏 名		
生 年 月 日	年 月 日	
住 所	〒 電話番号 ()	
貸出方法 (どちらかを○で囲む)	身体障害者手帳番号 第 号 級	
配送 郵送		
備考		
※利用者 コード		※整理欄

※欄は、記入しないでください。

様式第6号(第15条関係)

資料複写申込書

申 込 者 が 記 入	年 月 日 (曜)	氏名	住所
	資 料 名	複写したいページ(具体的に)	
図 書 館 記 入	複写 枚数	枚	1 若作物の複写では、著作権法第31条に基づき、調査研究の目的で使用する場合に限って認められます。 (1) 複写できる資料は、図書館所蔵のものに限られます。 (2) 著作物は、その一部について1人で1部だけ複写できます。 2 複写物使用により著作権法上の問題が生じた場合は、申込者の責任とします。 3 複写料金は、用紙の大小にかかわらず1枚10円です。
	複写 料金	円	
	備考		

様式第7号(第16条関係)

視聴覚機材貸出申込書

年 月 日

つくばみらい市立図書館長 様

次のとおり視聴覚機材を利用したいので申し込みます。

申 込 者 名	団 体 名	電話番号()	
	所 在 地		
	代 表 者 氏 名	電話番号()	
	代 表 者 住 所		
利 用 目 的	(人)		
取 扱 者 氏 名		免許証 番 号	
利 用 場 所			
利 用 期 間	年 月 日() 時 分から 年 月 日() 時 分まで	日間	
利 用 機 材			
	計	作	点

様式第8号(第16条関係)

視聴覚機材利用報告書

年 月 日

つくばみらい市立図書館長 様

次のとおり報告します。

団 体 名			
代 表 者 氏 名			
利 用 日 時			
利 用 場 所	(人)		
取 扱 者 氏 名		免許証 番 号	
借 用 機 材 状 況	機 材 名	異常の有無等	
利 用 後 の 意 見 ・ 感 想			

様式第9号(第19条関係)

図書館施設利用申請(許可)書

年 月 日

つくばみらい市立図書館長 様

次のとおり施設を利用したいので申請します。

申請者	団体名	電話番号()
	所在地	
	代表者氏名	電話番号()
	代表者住所	
利用目的	(人)	
利用日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	
利用室名		
利用備品		
備考		
許可	年 月 日	つくばみらい市立図書館長 印

(注) 1 図書館の運営に支障を来さないようにすること。
2 利用後は机、いす等を原状に戻すこと。
3 火気などの使用には特に注意すること。

様式第10号(第23条関係)

寄贈(寄託)申込書

年 月 日

つくばみらい市立図書館長 様

住所
氏名

資料 点を寄贈(寄託)したいので申し込みます。

キリトリ

様式第11号(第23条関係)

寄贈(寄託)証

様

寄贈(寄託)申込みのあった資料 点を確かに受領しました。

年 月 日

つくばみらい市立図書館長 印

様式第1号(第2条関係)

(令5教委規則5・全改)

様式第2号(第2条関係)

(平26教委規則3・一部改正)

様式第3号(第3条関係)

(令5教委規則5・全改)

様式第4号(第7条関係)

(平26教委規則3・追加)

様式第5号(第11条関係)

(令5教委規則5・全改)

様式第6号(第15条関係)

(平26教委規則3・旧様式第3号繰下・一部改正)

様式第7号(第16条関係)

(令4教委規則1・全改)

様式第8号(第16条関係)

(平26教委規則3・旧様式第5号繰下・一部改正)

様式第9号(第19条関係)

(令5教委規則5・全改)

様式第10号(第23条関係)

(令5教委規則5・全改)

様式第11号(第23条関係)

(令5教委規則5・全改)

(3) つくばみらい市立図書館読書記録帳サービス実施要綱

令和2年8月27日
教育委員会告示第12号

改正 令和8年1月23日教育委員会告示第2号

(趣旨)

第1条 この告示は、つくばみらい市立図書館（以下「図書館」という。）の利用者が読書記録を印刷できる読書記録帳サービスを導入することで、市民の読書意欲や新たに図書館資料を借りようとする意欲を高めることを目的として、図書館に設置する読書記録帳印刷機の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 読書記録とは、市民等が図書館の図書館資料を借りた実績をいう。
- (2) 読書記録帳とは、市民等が読書記録を印字できる所定の帳面をいう。
- (3) 読書記録帳印刷機とは、読書記録帳への読書記録を機械的に印字する機器をいう。
- (4) 図書館資料とは、つくばみらい市立図書館条例（平成18年つくばみらい市条例第118号）第5条に規定する資料を指す。
- (5) 記帳とは、読書記録帳印刷機を用いて読書記録帳へ読書記録を印字することをいう。
- (6) 市民とは、つくばみらい市図書館条例施行規則（平成18年つくばみらい市教育委員会規則第25号）第2条で規定する図書館の利用資格で規定する者をいう。
- (7) 職員とは、図書館で勤務する職員等をいう。

(読書記録帳の交付対象)

第3条 この事業の読書記録帳の交付対象者は、図書館利用カードを所有する者とする。

(読書記録帳の交付手続)

第4条 交付を申請する者は、つくばみらい市教育委員会に対して、読書記録帳交付申込書（様式第1号）に必要事項を記載し、第8条で規定する図書館のカウンターに申請するものとする。

2 読書記録帳が満了した場合は、読書記録帳交付申込書（様式第1号）に必要事項を記載し、満了となった読書記録帳を添えて申請するものとする。

(読書記録帳の再交付手続)

第5条 読書記録帳が満了する前に紛失した場合は、つくばみらい市教育委員会に対して、読書記録帳再交付申込書（様式第2号）に必要事項を記載し、再交付費用を添えて、第8条で規定する図書館のカウンターに申請するものとする。なお、破損又は汚損した場合は、その読書記録帳を添えて申請するものとする。

(代理の交付手続)

第6条 交付申請を行う者が中学3年生以下の者は、保護者が本人に代わって、申請することができる。

(交付費用)

第7条 交付の費用は、有料（実費相当）とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、無料とする（第5条の規定により、読書記録帳の再交付した場合を除く。）。

- (1) つくばみらい市内在住の中学3年生以下の者
- (2) つくばみらい市内の幼稚園、保育所、小学校及び中学校に通う市外在住の児童及び生徒

(3) 特に教育委員会が必要と認める者

(交付場所)

第8条 交付の場所は、読書記録帳印刷機を設置している図書館のカウンターとする。

(記帳場所)

第9条 記帳場所は、図書館の開架閲覧室とする。

(読書記録帳の記帳)

第10条 読書記録帳の記帳は、読書記録帳を有する本人が読書記録帳印刷機に記帳することを原則とする。ただし、本人の承諾を得た場合に限り、保護者又は職員が記帳することができる。

(読書記録帳の記帳対象図書館資料)

第11条 読書記録帳の記帳対象となる読書記録は、つくばみらい市立図書館情報システムが保有する貸出記録とする。

(読書記録帳の記帳内容)

第12条 読書記録帳に記帳する内容は、以下のとおりとする。

- (1) 貸出年月日
- (2) 借りた図書館資料等名
- (3) 図書館資料等の作者名
- (4) 図書館資料等の資料コード

(記帳可能期間)

第13条 記帳可能期間は、貸出手続きを行った日から図書館資料を返却するまでの期間であって、読書記録帳に記帳していない図書館資料を借りているときに記帳することができる。なお、読書記録帳に記帳した時点以降、又は記帳することなく図書館資料を返却した時以降は記帳ができないものとする。

(読書記録帳の取り扱い)

第14条 読書記録帳の取り扱いについては、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 読書記録帳は利用者自身の個人情報が含まれていることから、読書記録帳の保管については利用者自身又は保護者の責任で行うものとする。
- (2) 読書記録帳は図書館に設置する読書記録帳印刷機のみを使用し、他の機関での利用は行わないものとする。
- (3) 読書記録帳の表面や記帳ページにシール等を貼った場合、読書記録帳印刷機が故障する場合があるので、シール等を貼ってはならない。場合によっては、復旧に要する費用の負担を求めることができる。

(電子情報処理組織を使用する手続)

第15条 電子情報処理組織(市の機関の使用に係る電子計算機と処分通知等を受け取る者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して第4条及び第5条の規定に基づく申請を行う場合については、様式を別に定めるものとする。

(補則)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和8年2月1日から施行する。

年 月 日

つくばみらい市教育委員会 あて
読書記録帳の（新規・継続）交付を申し込みます。

[illegible]

- ※1. 2冊目からの継続申込みは、使い終わった読書記録帳を持ってきてください。
2. 利用者が本人、図書館に来館して申込みをしてください。本人が来館できない場合は、保護者の方が来館し、申し込むこともできます。
3. 読書記録帳の管理は利用者または保護者が行ってください。紛失・盗難等により利用者に不利益が生じた場合は、図書館では責任を負いかねます。
4. 二重帳の枠内は、申請者が中学3年生以下の場合は記載してください。
5. 交付費用として100円をいただきます。ただし、実施要綱に基づき中学3年生以下の子どもは無料とします。

受 付		入 力		無料対象 ☐	No.
--------	--	--------	--	----------------------------------	-----

11 11

_____様
金 100円也

読書記録帳（新規・継続）交付に要する上記の金額を領収いたしました。

つくばみらい市立図書館長 印

年 月 日

つくばみらい市教育委員会 あて
読書記録帳の再交付を申し込めます

説書記録帳の再交付を申し込めます。

利用著番号										
(ふりがな)										生 年 月 日
氏 名										大 正・昭和・平成・令和 年 月 日
住 所										電話番号 () —
(ふりがな)										姓 名
保護者氏名										
学 校 名										学 年 () 年 生
再交付理由	☐ 紛失 ☐ 破損・汚損 ☐ その他									

- ※ 1. 破損・汚損した読書記録帳を持てきてください。
2. 有料（100円）になりますので、釣銭が要らないようにお願いします。
3. 利用者本人または保護者が図書館に来館し、申し込んでください。
4. 二重録の枠内は、申請者が中学3年生以下の場合には記載してください。
5. 交付費用として、100円をいただきます。

受付		入力		無料対象	☐	No.
----	--	----	--	------	--------------------------	-----

年 月 日

_____様 金 100円也

読書記録帳再交付に要する上記の金額を領収いたしました。

つくばみらい市立図書館長 ㊟

(趣旨)

第1条 この告示は、つくばみらい市立図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施について、「つくばみらい市広告掲載要綱」（平成20年つくばみらい市告示第47号。以下「広告掲載要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 雑誌スポンサー制度 図書館が雑誌スポンサーから雑誌の提供を受け、当該雑誌スポンサーの広告を掲載した当該雑誌を図書館の利用者の閲覧に供する制度をいう。
- (2) 雑誌スポンサー 図書館に収蔵する資料の収集を支援することを目的として雑誌を提供する民間事業者その他の者（個人を除く。）をいう。
- (3) 図書館 つくばみらい市立図書館をいう。

(雑誌スポンサーの資格)

第3条 次に掲げる民間事業者その他の者（個人を除く。）は、雑誌スポンサーになることができない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は風俗営業に類似した業種
- (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由のある事業者
- (4) たばこ製造に係る業種
- (5) ギャンブルに係る業種
- (6) 社会問題を起こしている業種又は事業者
- (7) 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者
- (8) 債権取立業又は示談引受業
- (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続の申立てがなされている事業者及び会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続の申立てがなされている事業者
- (10) 法令に違反している事業者
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が広告掲載をすることを不適当と認める業種及び事業者

(提供期間)

第4条 雑誌スポンサーから雑誌を提供する期間は、原則として1年間（4月1日から翌年3月31日まで）とする。ただし、提供期間満了の2か月前までに、市長又は雑誌スポンサーのいずれかに解約の意思表示がない場合は自動的に更新するものとし、その後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度の途中から雑誌を提供する場合の期間は、第8条第1項の規定による決定のあった日の翌月から当該年度の3月31日までとする。

（広告の掲載基準）

第5条 広告の掲載については、広告掲載要綱第3条に定めるところによる。

（募集）

第6条 雑誌スポンサーの募集は、つくばみらい市ホームページ、つくばみらい市立図書館ホームページ及び市広報紙への掲載等により随時行う。

（雑誌スポンサーの申込み）

第7条 雑誌スポンサーになろうとする者は、別に定める対象雑誌一覧のうちから提供しようとする雑誌を選定し、つくばみらい市立図書館雑誌スポンサー申込書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に申し込まなければならない。

（1） 掲載しようとする広告の原稿案

（2） 会社概要等が記載されているパンフレットその他雑誌スポンサーになろうとする者が行っている事業等の概要が分かる書類

2 前項の規定による申込みは、希望する提供期間の開始日の属する月の前月の1日までに行わなければならない。

（雑誌スポンサーの決定）

第8条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、速やかにその内容を審査し、承諾の可否を決定するものとする。この場合において、同一の雑誌に複数の申込みがあるときは、先着順に決定するものとする。

2 市長は、提出のあった広告が適当でないと判断したときは、当該広告の雑誌スポンサーに対して広告の変更を求めることができる。

3 市長は、前項の規定により承諾の可否を決定したときは、つくばみらい市立図書館雑誌スポンサー承諾（不承諾）決定通知書（様式第2号）により、当該申込みをした者に通知するものとする。

（雑誌の提供）

第9条 雑誌スポンサーは、前条の規定による承諾の決定を受けたときは、当該承諾に係る雑誌を別に定める仕様書の方法により、図書館に提供しなければならない。

2 雑誌スポンサーから提供を受けた雑誌は、図書館に収蔵している他の雑誌と同じ取扱いをするものとする。

3 雑誌スポンサーは、提供する雑誌の刊行の廃止その他の事由により、引き続き雑誌スポンサーを提供することが困難であると認めるときは、提供する雑誌の変更その他必要な事項について、あらかじめ市長と協議しなければならない。

（広告の規格等）

第10条 雑誌スポンサーの広告の規格等は、仕様書のとおりとする。

（広告の提出等）

第11条 雑誌スポンサーは、第8条の規定による承諾の決定を受けたときは、仕様書に定める規格により広告を作成し、つくばみらい市立図書館雑誌スポンサー承諾決定通知書に記載した受入開始日の前日までに提出しなければならない。

（広告の責任）

第12条 広告の内容に関する一切の責任は、当該広告を掲載した雑誌スポンサーが負うものとする。

（広告の変更）

第13条 承諾の決定を受けた広告は、受入開始日から3か月を経過する日までの間は、これを変更することができない。

2 雑誌スポンサーは、前項に規定する期間の経過後、広告の内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長に新たに掲載しようとする広告の原稿をつくばみらい市立図書館雑誌スポンサー広告変更申請書（様式第3号）とともに提出し、その掲載について市長の承諾を受けなければならない。

3 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、つくばみらい市立図書館雑誌スポンサー広告変更承諾（不承諾）決定通知書（様式第4号）により当該申請をした者に通知するものとする。

4 広告の変更については、第11条の規定を準用する。

（雑誌提供の中止の届出）

第14条 雑誌スポンサーは、雑誌の提供を中止しようとするときは、中止しようとする日の属する月の2か月前までに、つくばみらい市立図書館雑誌スポンサー雑誌提供中止届出書（様式第5号）により市長に届け出なければならない。

（雑誌スポンサーの決定の取消し）

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第8条第1項の規定による承諾の決定を取り消すことができる。

（1） 前条の規定による中止の届出があったとき。

（2） 雑誌スポンサーが第3条各号のいずれかに該当することが明らかとなったとき。

（3） 雑誌スポンサーが第11条（第13条第4項において準用する場合を含む。）の規定による広告の変更の求めに応じないとき。

（4） 雑誌スポンサーに倒産、解散等のやむをえない事情があったとき。

2 市長は、前項の規定により承諾の決定を取り消したときは、つくばみらい市立図書館雑誌スポンサー承諾決定取消通知書（様式第6号）により当該取消しをした者に通知するものとする。

（補則）

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年9月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

つくばみらい市立図書館雑誌スポンサー申込書

年 月 日

つくばみらい市長 様

(申 込 者)
主たる事務所の
所在地

(広告主名) ふりがな
法人又は団体の名称

(代 表 者) ふりがな
氏 名
電 話 番 号
F A X 番 号

つくばみらい市立図書館に雑誌を提供したいので、次のとおり申し込みます。

提供する雑誌 及び提供先	雑誌の名称	刊行の形態	提供先
		☐ 週刊 ☐ 月刊 ☐ 季刊 ☐ その他 ()	本館・小絹分館 みらい平分館
		☐ 週刊 ☐ 月刊 ☐ 季刊 ☐ その他 ()	本館・小絹分館 みらい平分館
		☐ 週刊 ☐ 月刊 ☐ 季刊 ☐ その他 ()	本館・小絹分館 みらい平分館
提 供 期 間	年 月 日 から 年 月 日		
雑誌を納入する 書店等			
担当者氏名及び 連絡先			

- (注) 提供していただく雑誌の刊行の形態で該当する箇所をレ点をご記入ください。
(注) 提供していただく雑誌の提供先の図書館を丸印で囲んでください。ただし、雑誌の種類によって配架することができる図書館が異なります。
(注) 提供期間については、期間満了の2か月前までに、市長又は雑誌スポンサーのいずれかに解約の意思表示がない場合は自動的に更新されるものとし、その後も同様とします。

様式第2号（第8条関係）

つくばみらい市立図書館雑誌スポンサー承諾（不承諾）決定通知書

年 月 日

.....様

つくばみらい市長 様

年 月 日付けで申込みのあった図書館への雑誌の提供については、次のとおり決定したので通知します。

決定区分	☐ 承諾 ☐ 不承諾
提供を受ける雑誌	
受 入 期 間	年 月 日 から 年 月 日
雑誌を納入する業者 (書店等)	
不承諾の理由	

- (注)
1 提供された雑誌の所有権は、つくばみらい市に帰属します。
2 雑誌の配架の位置、保存期間、廃棄その他提供された雑誌の取扱いは、図書館が決定します。
3 提供する雑誌が廃刊になる場合その他雑誌の提供ができなくなると見込まれる場合は、まずは図書館にご相談ください。
4 掲載する広告の内容は、掲載した日から3か月間に変更することができません。
また、掲載した日から3か月以上経過し、広告の内容を変更する場合は、あらかじめ、新たに掲載する広告について市長の承諾が必要です。
5 提供期間については、期間満了の2か月前までに市長又は雑誌スポンサーのいずれかに解約の意思表示がない場合は自動的に更新されるものとし、その後も同様とします。

様式第3号（第13条関係）

つくばみらい市立図書館雑誌スポンサー広告変更申請書

年 月 日

つくばみらい市長 様

(申 込 者)
主たる事務所の
所在地

(広告主名) ふりがな
法人又は団体の名称

(代 表 者) ふりがな
氏 名
電 話 番 号
F A X 番 号

年 月 日付けで図書館に提供している雑誌の広告については、下記の理由から別紙広告の原稿のとなり、これまでの広告に代えて掲載したいので申請いたします。

記

1 広告の変更理由

2 広告の原稿

別紙のとなり

様式第4号（第13条関係）

つくばみらい市立図書館雑誌スポンサー広告変更承諾（不承諾）決定通知書

年 月 日

.....様

つくばみらい市長 様

年 月 日付けで申込みのあった図書館に提供している雑誌の裏面及び雑誌書架に掲載する広告の変更については、次のとおり決定したので通知します。

決定区分	☐ 承諾 ☐ 不承諾
掲載広告内容の変更を受ける雑誌	
広 告 変 更 日	年 月 日
不 承 諾 の 理 由	

様式第5号（第14条関係）

つくばみらい市立図書館雑誌スポンサー雑誌提供中止届出書

年 月 日

つくばみらい市長 様

(申込者)
主たる事務所の
所在地

(広告主名) ふりがな
法人又は団体の名称

(代表者) ふりがな
氏 名
電 話 番 号
F A X 番 号

年 月 日付けで図書館に提供している雑誌の提供については、下記の理由から中止することになりますので届け出ます。

記

1 雑誌の提供を中止する理由

様式第6号（第15条関係）

つくばみらい市立図書館雑誌スポンサー承諾決定取消通知書

年 月 日

様

つくばみらい市長 様

年 月 日付けで決定した雑誌スポンサーについては、次の理由により決定の取消しをしたので通知します。

理由区分	第15条（ 1号、 2号、 3号、 4号 ）
提供いただいた雑誌	
取 消 決 定 日	年 月 日
雑誌を納入する業者 （書店等）	
取消しの理由	

様式第1号（第7条関係）

様式第2号（第8条関係）

様式第3号（第13条関係）

様式第4号（第13条関係）

様式第5号（第14条関係）

様式第6号（第15条関係）

(5) つくばみらい市立図書館における国立国会図書館デジタル化資料送信サービス利用要綱

令和8年1月23日
教育委員会告示第1号

(趣旨)

第1条 この告示は、つくばみらい市立図書館(以下「図書館」という。)において実施する国立国会図書館のデジタル化資料の閲覧及び複写サービス(以下「デジタル化資料送信サービス」という。)の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用要件)

第2条 デジタル化資料送信サービスを利用することができる者は、つくばみらい市立図書館条例施行規則(平成18年つくばみらい市教育委員会規則第25号)第2条第1項の規定により利用カードの交付を受けた者とする。

(利用時間)

第3条 デジタル化資料送信サービスを利用することができる時間は、図書館の開館時間内とする。

(閲覧)

第4条 デジタル化資料送信サービスの閲覧を希望する者(以下「閲覧希望者」という。)は、利用カードを提示し、国立国会図書館デジタル化資料閲覧申込書(様式第1号)に必要な事項を記載の上、図書館長に提出しなければならない。

2 閲覧するために必要なID及びパスワードは、図書館職員が入力するものとする。

3 図書館職員は、閲覧希望者が閲覧中に次に掲げる行為をしないよう、監視、注意喚起等の措置を講じなければならない。

(1) 閲覧端末の持出し

(2) 閲覧端末への外部記憶装置等の接続

(3) 閲覧端末の画面の撮影

(4) 画面キャプチャ又は資料の電子ファイルの取得

(5) 前4号に掲げるもののほか、著作権を侵害する行為

4 図書館職員は、閲覧が終了したことを確認した後は、閲覧端末のブラウザを速やかに閉じなければならない。

(複写)

第5条 デジタル化資料送信サービスの複写を希望する者(以下「複写希望者」という。)は、国立国会図書館デジタル化資料複写申込書(様式第2号。以下「申込書」という。)を図書館長に提出しなければならない。

2 図書館長は、複写希望者から申込書の提出を受けたときは、著作権法(昭和45年法律第48号)第31条に規定する要件を満たしていることを確認しなければならない。

3 デジタル化資料サービスの複写は、図書館長の指定する端末(以下「複写端末」という。)を利用して図書館職員が行い、複写希望者に複写物を提供するものとする。

4 複写に要する費用は、原則として複写希望者の負担とする。

5 図書館職員は、複写が終了したことを確認した後は、複写端末のブラウザを速やかに閉じ、データを当該端末内に残さないように注意しなければならない。

6 複写しようとする資料の著作権に関する一切の責任は、複写希望者が負うものとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、デジタル化資料送信サービスに関し必要な事項は、図書館長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

国立国会図書館デジタル化資料閲覧申込書

つくばみらい市立図書館長 宛	申込日	年 月 日
氏 名	利 用 カ ー ド 番 号	

職 員 記 入 欄	利用時間	受付者	終了確認時間	終了確認者
	時 分 ～ 時 分			

様式第2号(第5条関係)

国立国会図書館デジタル化資料複写申込書

つくばみらい市立図書館長 宛

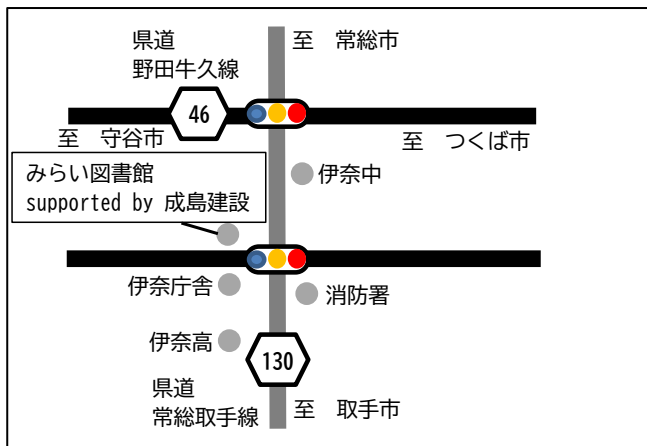
下記のとおり複写を申し込みます。なお、著作権に関する一切の責任は当方が負います。

注意事項

- 1 複写の作業は、図書館職員が行います。
- 2 複写箇所には、デジタル画像のページ番号ではなく、閲覧画面に表示されるコマ番号をご記入ください。
- 3 デジタル画像データのダウンロードや保存はできません。
- 4 複写は、著作権法第31条に基づく範囲に限ります。

申 込 者 が 記 入	年 月 日	氏名	利用カード番号	
	資料名	複写箇所 コマ番号	○をつけて下さい	
			カラー選択	サイズ
			白黒・カラー	A4・A3
			白黒・カラー	A4・A3
			白黒・カラー	A4・A3
			白黒・カラー	A4・A3
		白黒・カラー	A4・A3	

図 書 館 記 入 欄		白黒	カラー
	枚数合計		
	金額小計	円	円
	金額合計	円	
	取扱者		



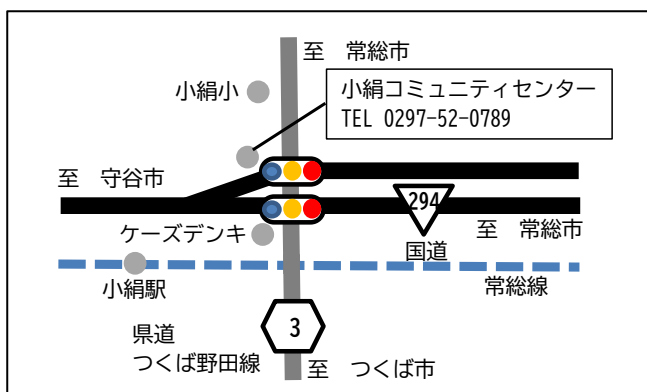
みらい図書館supported by 成島建設 (つくばみらい市立図書館 本館)

〒300-2341

茨城県つくばみらい市福田623

TEL 0297-58-3710 (直通)

FAX 0297-58-3767



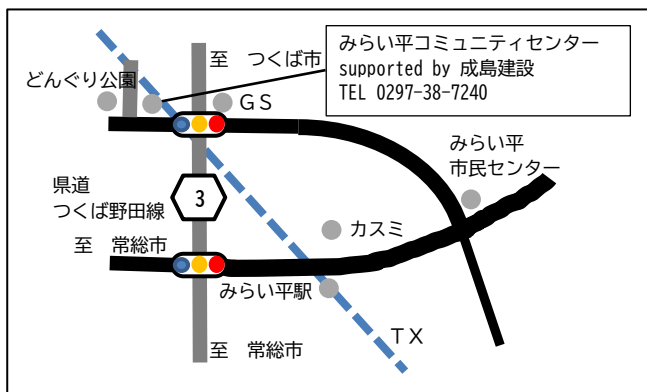
つくばみらい市立図書館 小絹分館

〒300-2445

茨城県つくばみらい市小絹848

小絹コミュニティセンター内

TEL 0297-34-1818 (直通)



つくばみらい市立図書館 みらい平分館

〒300-2359

茨城県つくばみらい市紫峰ヶ丘4-4-1

みらい平コミュニティセンターsupported by 成島建設内

TEL 0297-38-6108 (直通)

令和8年度 図書館要覧

発行 令和8年7月

発行者 つくばみらい市立図書館

つくばみらい市福田623番地

TEL 0297(58)3710

FAX 0297(58)3767

URL <https://lib.city.tsukubamirai.lg.jp/>